

大野市下水道事業経営戦略
(公共下水道、農業集落排水)

令和3年度改定版

計画期間：令和4年度～令和13年度

令和4年3月

福井県大野市

内容

第1章 はじめに	3
1-1.経営戦略策定の趣旨及び改定	3
1-2.経営戦略の位置付け	3
1-3.事後検証	3
1-4.計画期間	3
第2章 下水道事業の現況	4
2-1.下水道事業の概要	4
2-2.下水道施設整備の現況	7
2-3.下水道使用料体系の現況	8
2-4.組織体制の現況	10
2-5.民間活用の現況	10
第3章 公共下水道事業の現状分析及び投資・財源目標の達成状況	11
3-1.公共下水道事業の経営の現状分析	11
3-2.公共下水道の投資目標及び財源目標の達成度	16
第4章 農業集落排水事業の現状分析及び投資・財源目標の達成状況	17
4-1.農業集落排水事業の経営の現状分析	17
4-2.農業集落排水の投資目標及び財源目標の達成度	23
第5章 将来の事業環境	24
5-1.人口の見通し	24
5-2.有収水量の見通し	26
5-3.施設の見通し	27
5-4.組織の見通し	28
第6章 経営の基本方針	30
6-1.基本方針	30
6-2.主要施策	30
第7章 公共下水道に係る投資・財政計画(収支計画)	32
7-1.投資・財政計画	32
7-2.投資・財政計画の策定に当たっての説明	32
7-2-1.投資試算	32
7-2-2.財源試算	32
7-2-3.投資以外の経費の試算	34
7-3.投資・財源のまとめ	37
7-4.今後検討予定の取組の概要	38

第8章 農業集落排水に係る投資・財政計画(収支計画).....	40
8-1.投資・財政計画(収支計画).....	40
8-2.投資・財政計画の策定に当たっての説明.....	40
8-2-1.投資試算.....	40
8-2-2.財源試算.....	40
8-2-3.投資以外の経費の試算.....	41
8-3.投資試算、財源試算に基づく今後10年間の見通し.....	41
8-4.今後検討予定の取組の概要.....	50
第9章 公共下水道事業に係る経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	51
第10章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	51

- 別紙1 公共下水道の投資・財政計画
 別紙2 農業集落排水の投資・財政計画

- 参考資料1 公営企業会計(下水道事業)の仕組み
 参考資料2 用語集

第1章 はじめに

1-1.経営戦略策定の趣旨及び改定

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められています。

しかし、下水道事業をはじめとする地方公営企業の経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴う料金収入の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新投資の増加など厳しさを増しています。

こうした中、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営についての確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要であり、その取組として本市では平成28年12月に経営戦略を策定しました。

経営戦略は3~5年毎の見直しを求められています。令和2年度から公共下水道事業においては地方公営企業会計(※1)を導入し、官公庁会計では見えにくいコスト情報(費用)やストック情報(資本)を把握することが可能となりました。地方公営企業会計導入により得られる情報を活用し、また、現状把握を行ったうえで、経営戦略の見直しを行います。

なお、経営戦略は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(総財公第107号 総務省自治財政局公営企業課長通知 平成26年8月29日)に基づくものです。

※1 民間企業と同様に発生主義と複式簿記を取り入れた会計処理方式のこと。

1-2.経営戦略の位置付け

経営戦略は、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業)の中長期的な経営計画として位置付けています。改定に際し、経営に影響を与える次の計画との整合を図りました。

- ①まちづくりの目標と方向を示す第六次大野市総合計画【令和2年度】
- ②公共下水道の整備計画となる大野市公共下水道基本計画(全体計画)【平成29年度】
- ③公共下水道の老朽化施設の改築・更新計画となる大野市ストックマネジメント計画【平成30年度】
- ④農業集落排水の老朽化施設の改築・更新計画となる大野市最適整備構想【令和元年度】

1-3.事後検証

経営戦略は策定して終わりではなく毎年度の進捗管理(モニタリング)と、改定に当たっては事前に設定した複数指標に関する達成度の検証・評価が必要とされています。

経営比較分析表(※2)における毎年度のモニタリング結果や、投資計画における投資の目標と財政計画における財源の目標の達成度等を第3章及び第4章で整理し、経営戦略の改定に結びました(計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)サイクルの活用)。使用料改定の必要性についての検証も行いました。

※2 総務省の通知に基づき各公営企業が策定しているもので、経営指標の経年比較や他公営企業との比較を行い、現状や課題等を的確に把握できる。

1-4.計画期間

経営戦略策定から5年が経過することから本年度で改定を行い、計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

第2章 下水道事業の現況

2-1. 下水道事業の概要

本市の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を実施しています。

公共下水道は、下水道法に基づき都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として整備されるものです。

農業集落排水は、農業用排水の水質の汚濁を防止し農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を目的に整備されるものです。

表1 本市下水道事業の概要(令和3年3月31日時点)

	公共下水道事業	農業集落排水事業
供用開始年度	平成15年度	平成2年度
地方公営企業法の適用	令和2年4月1日適用	非適用
処理区数	1処理区	15処理区
処理場数	1箇所	15箇所
事業計画面積	917.5ha	422.93ha
整備面積	697.1ha	422.93ha
処理区域面積(供用開始面積)	588.86ha	422.93ha
汚水処理人口(処理区域内人口)	17,787人	6,215人
水洗化人口	6,649人	5,879人
水洗化率	37.3%	94.6%
処理区域内の人口密度	30.20人/ha	14.69人/ha

(1) 公共下水道事業

公共下水道は、平成8年度に整備に着手し、平成15年4月より南新在家から供用を開始しました。現在も整備中で、大野市公共下水道事業基本計画に基づき令和12年度の完成を目指しています。令和2年度末には全体計画区域917.5haの約76.0%に相当する697.1haの整備が完了しています。

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水は15処理区に分かれます。昭和57年度に阿難祖処理区の整備に着手し平成2年度に供用開始、他の14処理区も順次整備を行い、平成22年度の阪谷中部処理区の供用開始により整備が完了しました。

図1 公共下水道事業の整備計画について(令和3年4月現在)

大野市公共下水道整備計画 (令和3年4月現在)

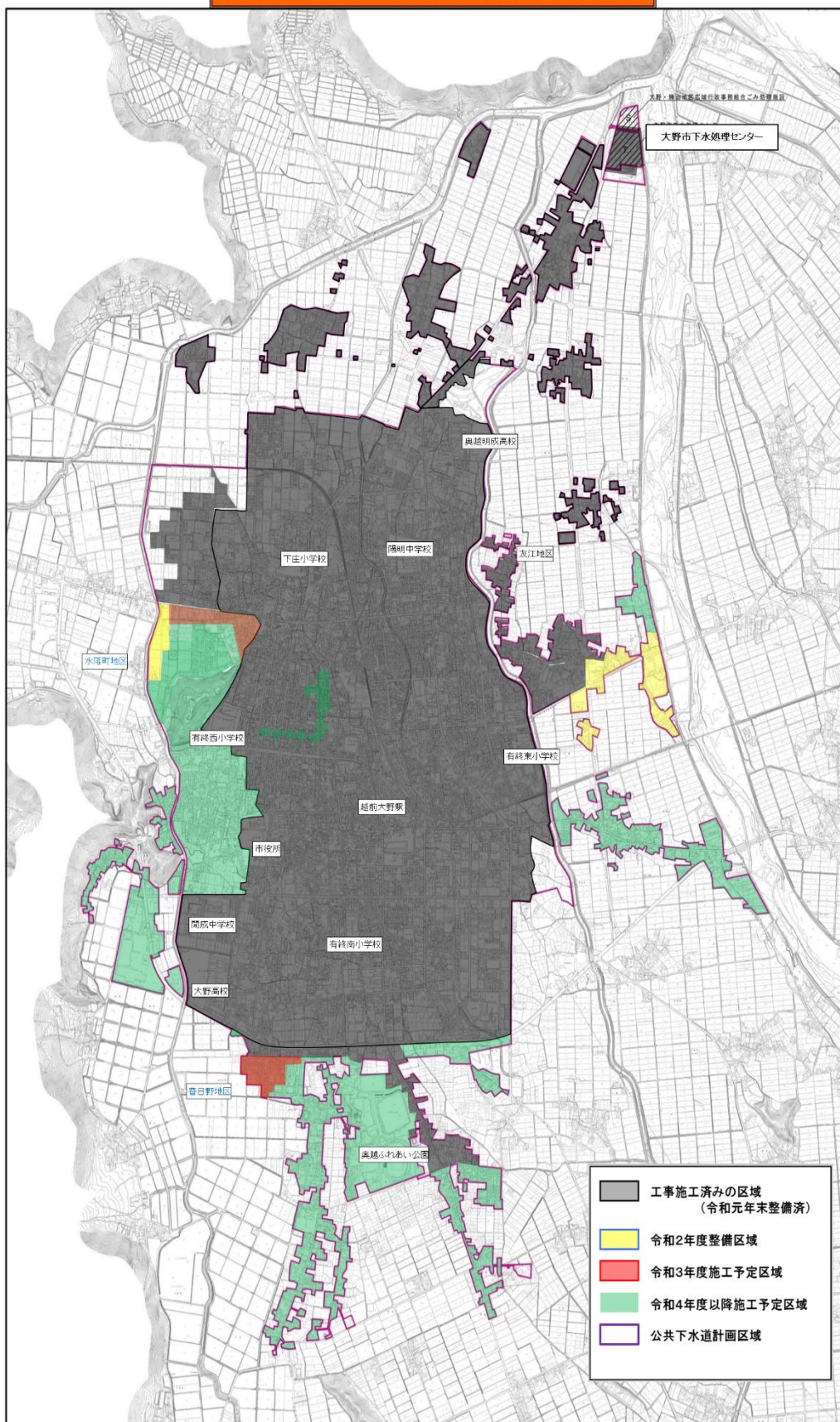
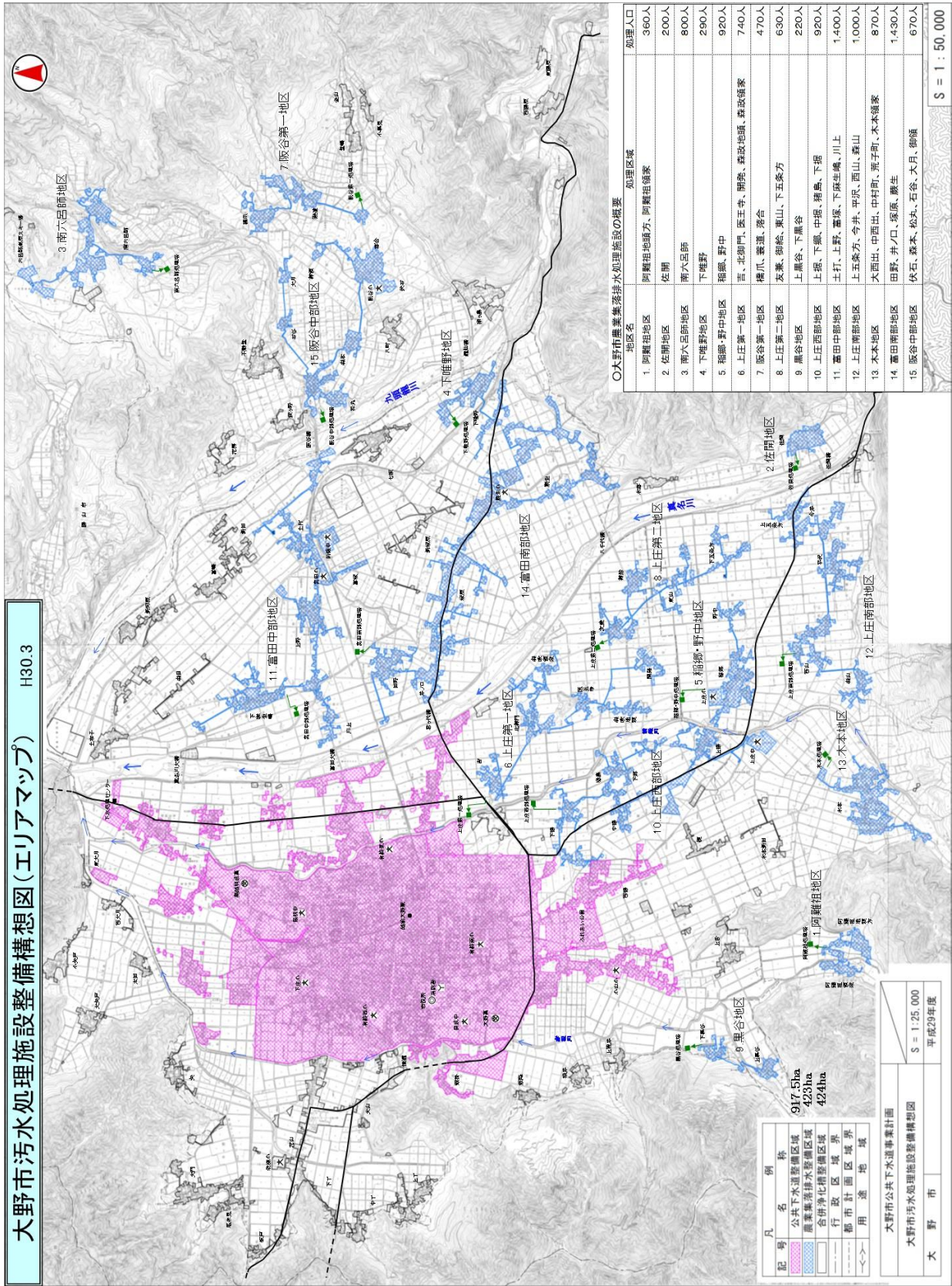


図2 大野市汚水処理施設整備構想図(令和3年4月現在)



2-2.下水道施設整備の現況

本市の下水道施設は下水を収集する管路施設、下水を処理する処理場施設で構成されます。

(1)管路施設

管路施設は、下水道管路、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。家庭や事業所等から排出される汚水を収集し、処理場施設又は放流先河川まで流下させる機能を持ちます。管路施設の整備状況は次のとおりです。

表2 管路の整備状況(令和2年度末)

区分	計画面積(ha)	整備済面積	整備率	管路整備延長
公共下水道	917.5	697.1	76.0%	159,225m
農業集落排水	計 422.93	計 422.93	100.0%	計 106,130m
01 阿難祖	12.0	12.0	〃	2,472m
02 佐開	9.2	9.2	〃	1,897m
03 南六呂師	20.0	20.0	〃	5,039m
04 下唯野	8.0	8.0	〃	3,849m
05 稲郷・野中	17.0	17.0	〃	3,973m
06 上庄第一	35.0	35.0	〃	8,469m
07 阪谷第一	17.0	17.0	〃	4,468m
08 上庄第二	25.0	25.0	〃	6,160m
09 黒谷	5.5	5.5	〃	2,023m
10 上庄西部	32.0	32.0	〃	10,554m
11 富田中部	79.0	79.0	〃	14,211m
12 上庄南部	43.0	43.0	〃	9,509m
13 木本	25.0	25.0	〃	7,057m
14 富田南部	66.4	66.4	〃	17,829m
15 阪谷中部	28.8	28.8	〃	8,620m

(2)処理場施設

処理場施設は、下水道の汚水を浄化し、河川等へ放流する施設です。

公共下水道では、処理場施設として大野市下水処理センターを設置し、平成15年4月に供用を開始しています。

農業集落排水では処理区毎に処理場施設があり、平成2年度から22年度にかけて順次供用を開始しています。

表3 公共下水道の処理場施設の概要

施設名称	大野市下水処理センター
位置	南新在家
排除方式	分流式
処理方法	OD法(オキシデーション・ディッチ法)
全体計画汚水量	11,000m ³ /日
既排水処理能力	6,000m ³ /日
供用開始年月	平成15年4月

表4 農業集落排水の処理場施設の概要

処理区名	1.阿難祖地区	2.佐開地区	3.南六呂師地区
処理区域	阿難祖地頭方、阿難祖領家	佐開	南六呂師
処理方法	JARUS-V型	JARUS-V型	JARUS-XI型
既排水処理能力	97.2m ³ /日	54.0m ³ /日	227.0m ³ /日
供用開始年月	平成3年1月1日	平成4年10月1日	平成7年1月1日

処理区名	4.下唯野地区	5.稲郷・野中地区	6.上庄第一地区
処理区域	下唯野	稲郷、野中	吉、北御門、医王寺、 開発、森政地頭、森政領家
処理方法	JARUS-V型	JARUS-III型	JARUS-III型
既排水処理能力	78.3m ³ /日	248.4m ³ /日	199.8m ³ /日
供用開始年月	平成7年1月1日	平成9年7月1日	平成9年7月1日

処理区名	7.阪谷第一地区	8.上庄第二地区	9.黒谷地区
処理区域	橋爪、藁道、落合	友兼、御給、東山、下五条方	上黒谷、下黒谷
処理方法	JARUS-I型	JARUS-III型	JARUS-I型
既排水処理能力	126.9m ³ /日	170.1m ³ /日	59.4m ³ /日
供用開始年月	平成10年8月1日	平成11年1月1日	平成12年4月1日

処理区名	10.上庄西部地区	11.富田中部地区	12.上庄南部地区
処理区域	上据、下郷、中据、 猪島、下据	土打、上野、富塚、 下麻生嶋、川上	上五条方、今井、平沢、 西山、森山
処理方法	JARUS-III型	JARUS-XI96型	JARUS-XI96型
既排水処理能力	248.4m ³ /日	378.0m ³ /日	270.0m ³ /日
供用開始年月	平成14年4月1日	平成15年10月1日	平成16年10月1日

処理区名	13.木本地区	14.富田南部地区	15.阪谷中部地区
処理区域	大西出、中西出、中村町、 荒子町、木本領家	田野、井ノ口、塚原、蕨生	伏石、森本、松丸、石谷、 大月、御領
処理方法	JARUS-XI96型	JARUS-XIV96型	JARUS-XIVG型
既排水処理能力	234.9m ³ /日	386.1m ³ /日	180.9m ³ /日
供用開始年月	平成16年12月1日	平成20年4月1日	平成22年4月1日

2-3.下水道使用料体系の現況

公共下水道事業における使用料は計測器使用料と使用量に応じた使用料の合算、農業集落排水事業においては人員等に応じた使用料となっています。

(1)公共下水道の使用料金表

表5 公共下水道使用料(1 カ月)税抜

污水の区分	料金区分	排除汚水量	料金
一般污水	基本料金	10m3 以下の分	1,400 円
	超過料金(1m3 につき)	10m3 を超え 20m3 以下の分	150 円
		20m3 を超え 50m3 以下の分	160 円
		50m3 を超え 100m3 以下の分	170 円
		100m3 を超える分	180 円
公衆浴場污水	基本料金	10m3 以下の分	1,400 円
	超過料金(1m3 につき)	10m3 を超える分	70 円

表6 公共下水道計測器使用料(1 カ月)税抜

口径	料金
13 ミリメートル	120 円
20 ミリメートル	180 円
25 ミリメートル	230 円
30 ミリメートル	260 円
40 ミリメートル	350 円
50 ミリメートル	680 円
75 ミリメートル	1,300 円
100 ミリメートル	1,900 円
125 ミリメートル	2,300 円
150 ミリメートル	3,600 円

(2)農業集落排水の使用料金表

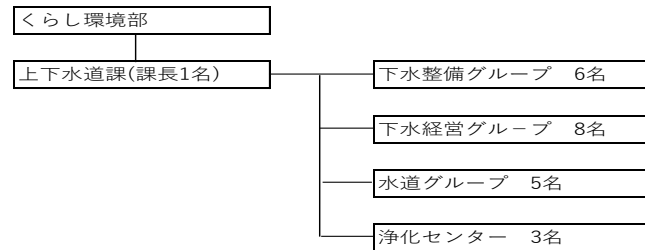
表7 農業集落排水使用料(1 カ月)税抜

処理区	一般用		業務用
	基本料金 (1 世帯当たり)	人員割額 (世帯員 1 人あたり)	
1.阿難祖地区	2,800 円	700 円	建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302—2000)を基に算出する。
2.佐開地区	3,400 円	1,100 円	
3.南六呂師地区	3,400 円	1,000 円	
4.下唯野地区	3,000 円	500 円	
5.稲郷・野中地区	2,600 円	500 円	
6.上庄第一地区	2,600 円	500 円	
7.阪谷第一地区	2,700 円	700 円	
8.上庄第二地区	2,600 円	500 円	
9.黒谷地区	2,900 円	600 円	
10.上庄西部地区	2,600 円	500 円	
11.富田中部地区	2,600 円	500 円	
12.上庄南部地区	2,800 円	600 円	
13.木本地区	2,600 円	500 円	
14.富田南部地区	2,800 円	700 円	
15.阪谷中部地区	3,300 円	800 円	

2-4.組織体制の現況

平成 25 年 4 月に水道部門と下水道部門を統合し、上下水道課になりました。令和 3 年度からは浄化センターの管理も加わり、くらし環境部内に上下水道課を置いています。

図 3 上下水道課の組織体系



2-5.民間活用の現況

公共下水道事業、農業集落排水事業いずれも包括民間委託(施設運営、維持管理、簡易修繕等)を採用しています。また、公共下水道の使用料の検針についても、業務を委託しています。

第3章 公共下水道事業の現状分析及び投資・財源目標の達成状況

3-1.公共下水道事業の経営の現状分析

本市では、決算統計を基に総務省が毎年度作成する各公営企業の経営比較分析表（本市分）をモニタリングしています。また、総務省は各公営企業の決算統計を「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」として公開しており、これには経営比較分析表では把握できない情報も含まれています。経営戦略では「経営比較分析表」のモニタリング結果を示すだけでなく「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」を用い、より詳細な現状分析を行います。

「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」には処理区域内人口、有収水量密度(※3)、供用開始後年数により類似団体区分が設定されており、類似団体との比較が可能となっています。

公共下水道の本市の類型区分は「Cd2」に分類され、全国では36の団体が該当し、福井県内では大野市以外に該当する団体はありません。

表8 公共下水道における類似団体区分

環境別分類	地理的条件別分類	事業進捗度別分類
処理区域内人口	有収水量密度	供用開始後
A 10万人以上	a 7.5千m ³ /ha以上	1 25年以上
B 5万人以上10万人未満	b 5.0千m ³ /ha以上7.5千m ³ /ha未満	2 15年以上25年未満
C 1万人以上5万人未満	c 2.5千m ³ /ha以上5.0千m ³ /ha未満	3 5年以上15年未満
D 5千人以上1万人未満	d 2.5千m³/ha 未満	4 5年未満
E 5千人未満		

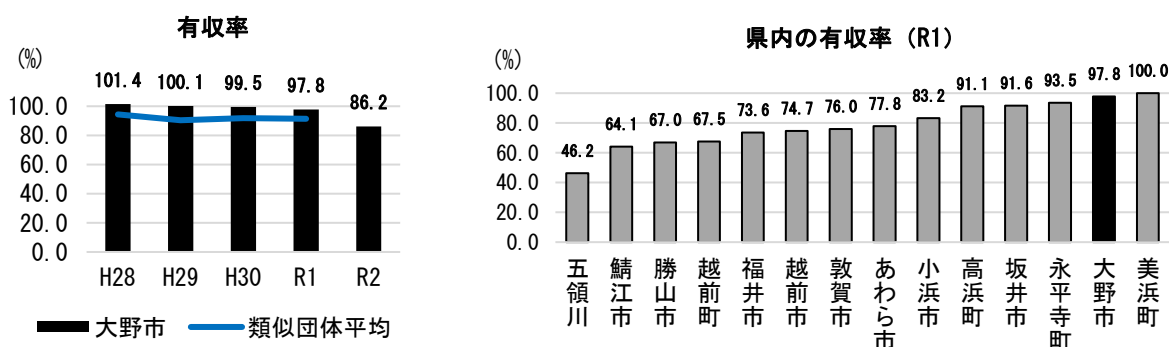
※3 有収水量は料金収入が得られた水量。有収水量密度=有収水量(千m³)÷供用開始区域面積(ha)。

※下線箇所は本市の該当区分を示しています。

(1)有収率

定義	汚水処理水量に対する有収水量を示す指標
計算式	有収率(%)=有収水量÷汚水処理水量×100
説明	本指標は、数値が高いほど下水道使用料収入の対象にならない不明水が少なく、下水道事業にとって望ましい状態です。不明水が多い場合は、施設維持管理費の増大や、管内への土砂の流入に伴う陥没等の問題が懸念されます。

【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2の類似団体平均は集計中のため未公表」



※御領川は御領川公共下水道事務組合(坂井市と永平寺町で組織される組合)

評価	本市は類似団体を上回る高い有収率で維持してきましたが令和2年度は86.3%となりました。令和元年度の類似団体平均91.4%と比べると、有収率向上の取り組みが必要です。
----	---

(2)水洗化率

定義	公共下水道に係る汚水処理人口に対し、実際に公共下水道に接続して水洗化した人口の割合を表した指標																																																
計算式	水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 汚水処理人口(※4) × 100																																																
説明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料収入の増加等の観点から数値が 100%となっていることが求められます。100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず水質保全の観点から問題が生じる可能性があります。																																																
【分析】	出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2 の類似団体平均は集計中のため未公表」																																																
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>水洗化率</p> <table border="1"> <caption>水洗化率 (H28～R2)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>大野市 (%)</th> <th>類似団体平均 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>33.3</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>33.6</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>34.2</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>36.1</td> <td>36.1</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>37.3</td> <td>37.3</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>県内の水洗化率 (R1)</p> <table border="1"> <caption>県内の水洗化率 (R1)</caption> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>水洗化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大野市</td> <td>36.1</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td>福井市</td> <td>95.4</td> </tr> <tr> <td>敦賀市</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>91.8</td> </tr> <tr> <td>勝山市</td> <td>91.0</td> </tr> <tr> <td>鯖江市</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>あわら市</td> <td>93.7</td> </tr> <tr> <td>越前市</td> <td>87.3</td> </tr> <tr> <td>坂井市</td> <td>92.6</td> </tr> <tr> <td>永平寺町</td> <td>95.1</td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>96.3</td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>80.9</td> </tr> <tr> <td>五領川</td> <td>97.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>供用開始後 15年～25年</p> </div> </div>	年度	大野市 (%)	類似団体平均 (%)	H28	33.3	33.3	H29	33.6	33.6	H30	34.2	34.2	R1	36.1	36.1	R2	37.3	37.3	市町村	水洗化率 (%)	大野市	36.1	高浜町	95.8	福井市	95.4	敦賀市	93.6	小浜市	91.8	勝山市	91.0	鯖江市	93.9	あわら市	93.7	越前市	87.3	坂井市	92.6	永平寺町	95.1	越前町	96.3	美浜町	80.9	五領川	97.6
年度	大野市 (%)	類似団体平均 (%)																																															
H28	33.3	33.3																																															
H29	33.6	33.6																																															
H30	34.2	34.2																																															
R1	36.1	36.1																																															
R2	37.3	37.3																																															
市町村	水洗化率 (%)																																																
大野市	36.1																																																
高浜町	95.8																																																
福井市	95.4																																																
敦賀市	93.6																																																
小浜市	91.8																																																
勝山市	91.0																																																
鯖江市	93.9																																																
あわら市	93.7																																																
越前市	87.3																																																
坂井市	92.6																																																
永平寺町	95.1																																																
越前町	96.3																																																
美浜町	80.9																																																
五領川	97.6																																																
評価	本市は平成 29 年度から供用開始後 15 年経過の Cd2 区分の類似団体となりました。Cd 区分 36 の類似団体では最下位の状況です。県内団体と比較しても水洗化率の低さは際立っており、引き続き加入促進が必要です。なお、令和元年度における水洗化率の類似団体平均は 73.5%で、本市は 36.1%です。																																																

※4 公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽を利用可能な人口のこと。ここでは公共下水道の処理区域(供用開始区域)内の人口。

(3)施設利用率

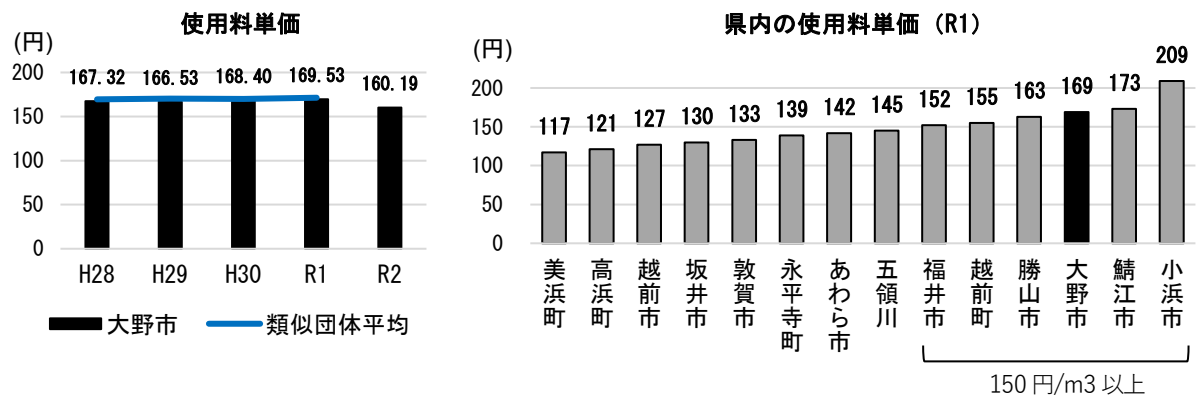
定義	施設・設備の一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標																																																
計算式	施設利用率(%) = 晴天時平均処理水量 ÷ 現在処理能力(晴天時)																																																
説明	当該指標については明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。																																																
【分析】	出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2 の類似団体平均は集計中のため未公表」																																																
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>施設利用率</p> <table border="1"> <caption>施設利用率 (H28～R2)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>大野市 (%)</th> <th>類似団体平均 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>31.5</td> <td>31.5</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>35.4</td> <td>35.4</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>37.3</td> <td>37.3</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>37.6</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>46.9</td> <td>46.9</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>県内の施設利用率 (R1)</p> <table border="1"> <caption>県内の施設利用率 (R1)</caption> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>施設利用率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂井市</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>あわら市</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>永平寺町</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>大野市</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td>鯖江市</td> <td>48.0</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>五領川</td> <td>57.7</td> </tr> <tr> <td>福井市</td> <td>58.6</td> </tr> <tr> <td>敦賀市</td> <td>61.9</td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>62.6</td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>64.5</td> </tr> <tr> <td>越前市</td> <td>67.9</td> </tr> <tr> <td>勝山市</td> <td>68.4</td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>75.7</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	年度	大野市 (%)	類似団体平均 (%)	H28	31.5	31.5	H29	35.4	35.4	H30	37.3	37.3	R1	37.6	37.6	R2	46.9	46.9	市町村	施設利用率 (%)	坂井市	0.0	あわら市	0.0	永平寺町	0.0	大野市	37.6	鯖江市	48.0	高浜町	51.7	五領川	57.7	福井市	58.6	敦賀市	61.9	小浜市	62.6	美浜町	64.5	越前市	67.9	勝山市	68.4	越前町	75.7
年度	大野市 (%)	類似団体平均 (%)																																															
H28	31.5	31.5																																															
H29	35.4	35.4																																															
H30	37.3	37.3																																															
R1	37.6	37.6																																															
R2	46.9	46.9																																															
市町村	施設利用率 (%)																																																
坂井市	0.0																																																
あわら市	0.0																																																
永平寺町	0.0																																																
大野市	37.6																																																
鯖江市	48.0																																																
高浜町	51.7																																																
五領川	57.7																																																
福井市	58.6																																																
敦賀市	61.9																																																
小浜市	62.6																																																
美浜町	64.5																																																
越前市	67.9																																																
勝山市	68.4																																																
越前町	75.7																																																

評価	本市の汚水処理槽(オキシデーション・ディッチ槽)は2基あり、水洗化率の上昇により数年内には2基目の運用が始まる予定です。県内他団体は本市の状況とは異なり下水道の整備はほぼ完了しているため、人口減少や節水機器の普及により施設利用率は今後低下すると考えられます。
----	---

(4)下水道使用料単価

定義	有収水量 1m ³ 当たりの下水道使用料を表した指標
計算式	下水道使用料単価(円/m ³) = 下水道使用料収入 ÷ 有収水量
説明	<p>下水道事業は私の土地から汚水を排除するという私的便益の部分と、公衆衛生の確保や公共用水域の保全などの不特定多数の便益に帰する公共的役割があり、使用料だけでなく一般会計繰入金等で事業は運営されています。</p> <p>下水道使用料単価が 150 円/m³ 以上の場合、最低限行うべき経営努力が行われているとして、使用料等で賄えない資本費は一般会計が負担すべき額(基準内繰入金※5))となります。また、150 円/m³ 以上が公共下水道整備に係る国庫補助金となる社会資本整備交付金の重点配分の要件の1つとなっています。</p>

【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2の類似団体平均は集計中のため未公表」



評価	本市の使用料単価は 150 円/m ³ 以上となっており、類似団体と同水準となっています。なお、本市の令和 2 年度の使用料単価は 160.19 円/m ³ で、法適用により消費税を除いた額が使用料単価となっています。
----	---

※5 総務省が示す繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として認められる繰入金。その一部は財政措置(交付税措置)が考慮される。本市の主な基準内繰入金は、高資本費対策経費と分流式下水道等に要する経費。

(5) 汚水処理原価

<p>定義</p>	<p>有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理費であり、その水準を示します。汚水処理費は維持管理費（※6）と資本費（※7）に分けられます。「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では次の㉗～㉙の 3 種類の汚水処理原価が示されています。</p> <p>㉗汚水処理原価(維持管理費)…有収水量 1 m³ 当たりの維持管理費です。</p> <p>㉘汚水処理原価…汚水処理費に対し一般会計が負担すべき額((基準内繰入金(※5))が控除されて計算されます。</p> <p>㉙汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)…基準内繰入金のうち分流式下水道等に要する経費を控除する前の原価です。高資本費対策経費を除いた総コストの原価を示しています。</p> <p>【汚水処理原価の元となる収益・費用のイメージ】</p>
<p>計算式</p>	<p>㉗汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) = 汚水処理費(維持管理費) ÷ 有収水量</p> <p>㉘汚水処理原価(円/m³) = (汚水処理費(資本費+維持管理費) - 基準内繰入金) ÷ 有収水量</p> <p>㉙汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)(円/m³) = (汚水処理費(資本費+維持管理費) - 高資本費対策経費) ÷ 有収水量</p>
<p>説明</p>	<p>本指標については明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているかを分析することになります。</p> <p>有収水量が多くなると 3 種類の汚水処理原価は下がる傾向になります。</p> <p>維持管理費を抑制するには、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等の推進があげられます。</p> <p>汚水処理原価(資本費)が類似団体と比較して高ければ、処理場等の能力等が現時点では過大なものになっている可能性が高く、何らかの措置を講ずる必要があります。今後整備を進める地域については計画の見直しを行い過大な建設投資を回避することにより、将来の資本費の削減につながります。</p>
<p>【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2 の類似団体平均は集計中のため未公表」</p> <p>㉗汚水処理原価(維持管理費) ㉘汚水処理原価 ㉙汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)</p> <p>(円/m³)</p> <p>■ 大野市 — 類似団体平均</p> <p>※本市は平成 29 年度から供用開始後 15 年経過の Cd2 区分の類似団体との比較となっています。</p>	

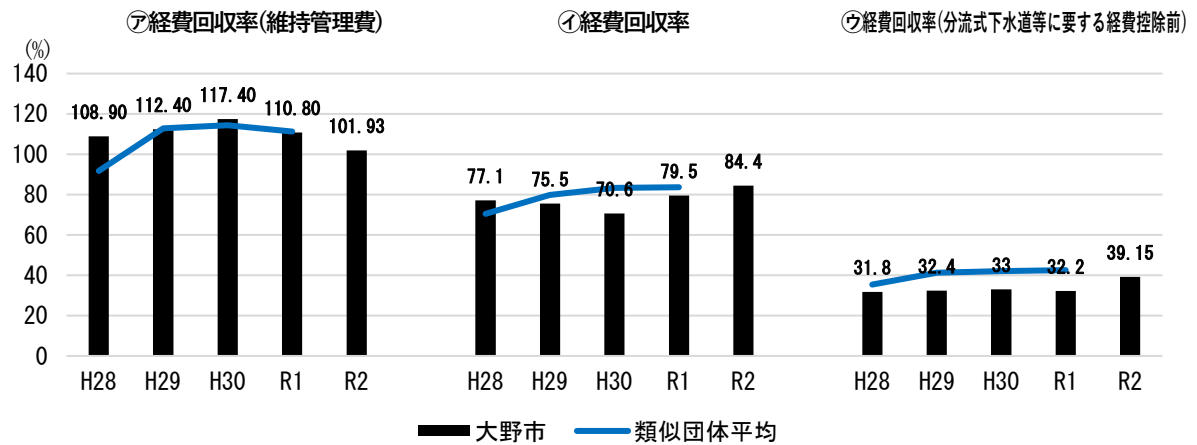
評価	<p>㊦汚水処理原価(維持管理費)については類似団体と同水準となっています。令和元年度、2年度と本市の原価は少し上昇していますが、法適用等に係る一時的な経費の増加によるもので、令和3年度は140円台に戻ると推測しています。</p> <p>㊧汚水処理原価についても類似団体と同水準で推移しています。</p> <p>㊨汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)については、本市は類似団体よりも高い水準が続いています(令和元年度で類似団体平均は402.49円/m³で本市は525.76円/m³と123.27円高い。)。水洗化率が低いと有収水量が少なくなり、その結果、1m³あたりの原価は類似団体より高くなります。現時点では処理場や管路の能力等が過大となっており、投資効率が悪いです。</p> <p>なお、本市は令和2年度が408.21円/m³と前年度の525.76円/m³から改善しています。理由は、法適用により資本費の算定対象が変わったことと、高資本費対象経費が増えたためです。ただし、令和15年度からは高資本費対策経費がなくなるため、それまでに水洗化率(有収水量)を少しでも上げることが必要です。</p>
----	---

- ※5 総務省が示す繰上基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として認められる繰入金。その一部は財政措置(交付税措置)が考慮される。本市の主な基準内繰入金は、高資本費対策経費と分流式下水道等に要する経費。
- ※6 日常の下水道施設の維持管理に要する費用であり、具体的には人件費、動力費、修繕費、その他維持管理費によって構成される。
- ※7 法適用企業にあっては、減価償却費、企業債等支払利息(一時借入利息を除く)等の合計から長期前受金戻入額を除いた額。法非適用企業にあっては、地方債償還元金と利息等。
- ※8 自然条件等で資本費が高い事業に供用開始後30年経過するまで措置される繰入金。交付税の算定率が高い。
- ※9 平成18年度に新設された繰入金。使用料でまかなえない資本費に対し繰入されることから不採算経費に対する繰入金になる。

(6)経費回収率

定義	下水道使用料収入で賄うべき経費を、どの程度下水道使用料収入で賄えているかを表した指標。なお、「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では3種類の経費回収率が示されています。
計算式	<p>㊦経費回収率(維持管理費)(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価(維持管理費)</p> <p>㊧経費回収率(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価</p> <p>㊨経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)</p>
説明	<p>本指標は、汚水処理に要した費用(汚水処理費)に対する使用料による回収程度を示す指標です。</p> <p>㊦経費回収率(維持管理費)は100%以上であることが最低限必要です。</p> <p>㊧経費回収率も、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。</p> <p>㊨経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)は、高資本費対策経費を控除した総コストに対する経費回収率となります。</p>

【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2の類似団体平均は集計中のため未公表」



評価	<p>⑦経費回収率(維持管理費)については類似団体と同水準です。法適用等に係る一時的な経費の増加により令和元年度、2年度と本市の率が下がっていますが、令和3年度は上昇すると推測しています。</p> <p>⑧経費回収率については100%を下回ると使用料以外の収入(延滞金、督促手数料、基準外繰入金等)で汚水処理費が賄われていることとなります。本市では、平成27年度以前は基準外繰入金を繰り入れしていましたが、平成28年度以降は繰り入れしていません。なお、令和3年度の本市の経費回収率は90%台後半になると推測しています。</p> <p>⑨経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)については、類似団体平均は40%周辺で本市も同様となっています。本市を含め「Cd2」に分類されるような団体の維持管理費は料金収入で賄っていますが、資本費のほとんどは一般会計に依存している状況です。</p>
----	---

3-2.公共下水道の投資目標及び財源目標の達成度

投資・財政計画策定に当たり目標とした投資及び財源の達成状況は次のとおりです。

(1)投資目標

目標	令和7年度に下水道未普及対策(管路整備)を完了する。
達成状況	順調に整備は進み、整備計画917.5haに対し、令和2年度末の整備済面積は697.1ha(平成28年度末整備面積580.0ha)、整備率は76.0%(平成28年度末整備率63.2%)。

(2)財源目標

目標	計画10年度目の令和7年度に料金収入が2億6,000万円(令和2年度末は1億9,600万円)とし、収益的収入の一般会計繰入金は10年間を通して基準内繰入金のみとする。
達成状況	令和2年度末の料金収入額は1億5,632万3,916円と目標に対し約4,000万円不足したが、収益的収入に対する一般会計繰入金は、5年間を通して基準内繰入金のみでできた。

第4章 農業集落排水事業の現状分析及び投資・財源目標の達成状況

4-1. 農業集落排水事業の経営の現状分析

公共下水道事業と同様、経営戦略では「経営比較分析表」のモニタリング結果を示すだけでなく「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」を用い、より詳細な現状分析を行います。

また、「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」には処理区域内人口、有収水量密度、供用開始後年数により類似団体区分が設定されており、類似団体との比較が可能となっています。

農業集落排水の本市の類型区分は「d1」に分類され、全国では403自治体が該当し、福井県内では福井市、小浜市、越前市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、おおい町も該当します。

表9 農業集落排水における類似団体区分

環境別分類	地理的条件別分類	事業進捗度別分類
区分なし	有収水量密度 a 7.5 千 m^3 /ha 以上 b 5.0 千 m^3 /ha 以上 7.5 千 m^3 /ha 未満 c 2.5 千 m^3 /ha 以上 5.0 千 m^3 /ha 未満 d <u>2.5 千m^3/ha 未満</u>	供用開始後 1 <u>25 年以上</u> 2 15 年以上 25 年未満 3 5 年以上 15 年未満 4 5 年未満

※下線箇所は本市の該当区分を示しています。

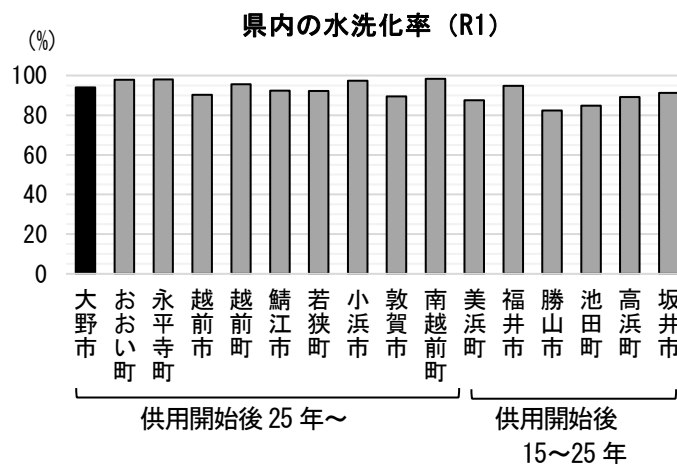
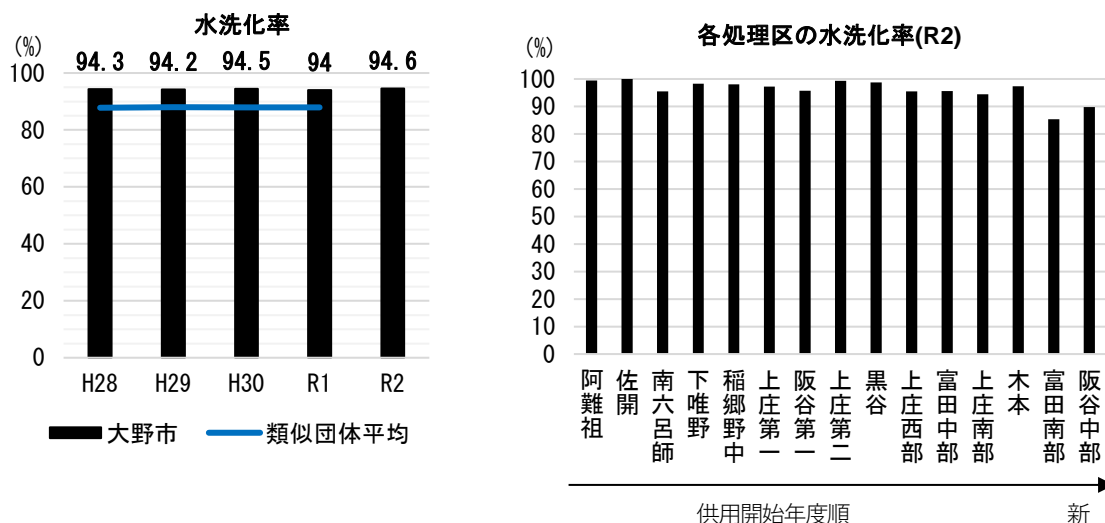
(1) 有収率

定義	汚水処理水量に対する有収水量を示す指標
計算式	有収率(%) = 有収水量 ÷ 汚水処理水量 × 100
説明	<p>本指標は、数値が高いほど下水道使用料収入の対象にならない不明水が少なく、下水道事業にとって望ましい状態です。不明水が多い場合は、施設維持管理費の増大や、管内への土砂の流入に伴う陥没等の問題が懸念されます。</p> <p>なお、有収水量は各戸につけるメーターの計測量から有収水量を算定しますが、本市の農業集落排水ではメーターを各戸に設置していません。そのため、一人当たりの計画水量 270 l/日を有収水量とみなします。仮定に基づく有収水量のため、農業集落排水の本指標は全体の傾向を捉えるものとなります。</p>
【分析】	出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」 ※R2の類似団体平均は集計中のため未公表
評価	類似団体平均は90%あたりを推移していますが、本市はほぼ80%を推移しています。令和2年度の15処理区の有収率を比較すると供用開始が古い処理区ほど有収率は低い傾向です。

(2)水洗化率

定義	農業集落排水の污水処理人口のうち、実際に農業集落排水に接続して水洗化した人口の割合を表した指標
計算式	水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 污水処理人口(※4) × 100
説明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料収入の増加等の観点から数値が 100%となっていることが求められます。100%未満である場合には、污水処理が適切に行われておらず水質保全の観点から問題が生じる可能性があります。

【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2 の類似団体平均は集計中のため未公表」



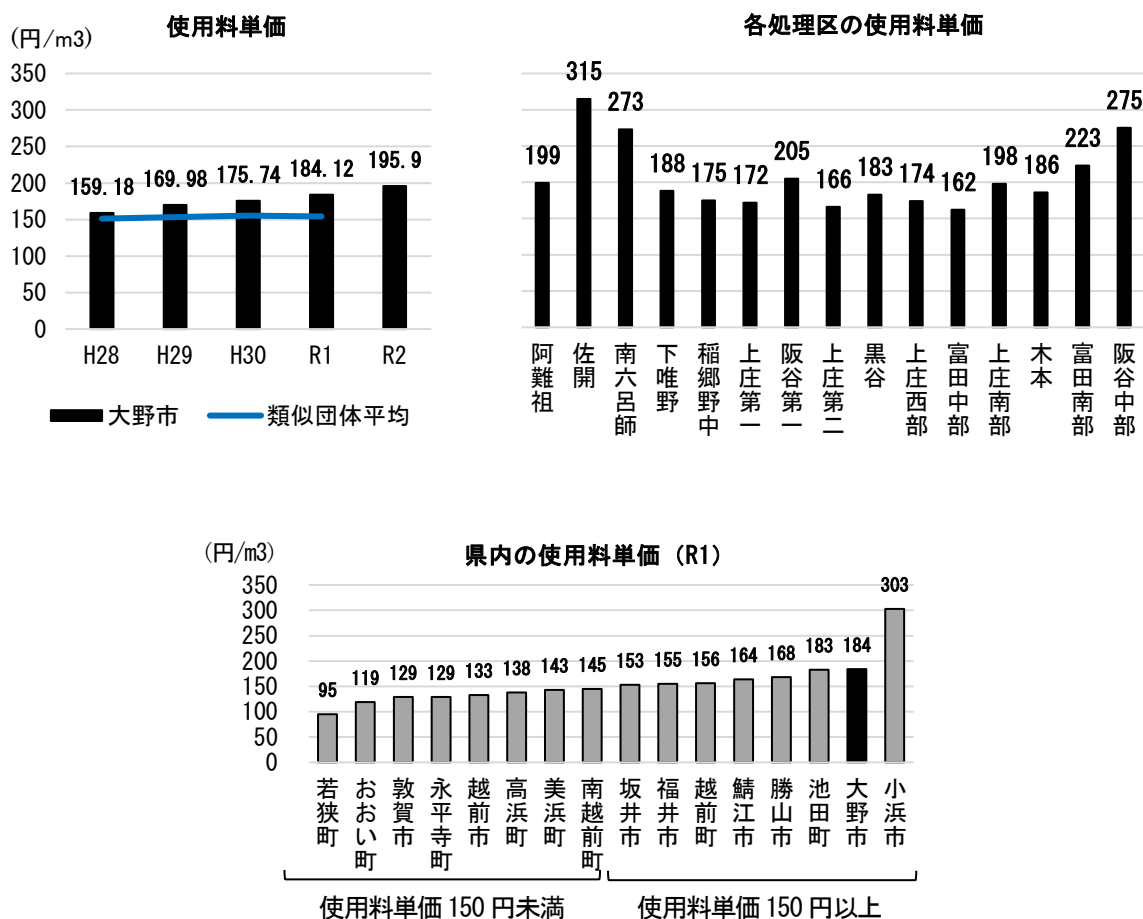
評価 類似団体平均は90%弱を推移していますが、本市は95%程度を推移しており、類似団体よりは若干高く良い状況です。処理区毎の水洗化率を比較すると、供用開始時期が新しい処理区は水洗化率が低い傾向となります。県内全体でも水洗化率は高い状況になっています。

※4 公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽を利用可能な人口のこと。ここでは農業集落排水の処理区域(供用開始区域)内の人口

(3) 下水道使用料単価

定義	有収水量 1m ³ 当たりの下水道使用料を表した指標
計算式	下水道使用料単価(円/m ³) = 下水道使用料収入 ÷ 有収水量
説明	<p>下水道事業は私の土地から汚水を排除するという私的便益の部分と、公衆衛生の確保や公共用水域の保全などの不特定多数の便益に帰する公共的役割があり、使用料だけでなく一般会計繰入金等で事業は運営されています。</p> <p>下水道使用料単価が 150 円/m³ 以上の場合、最低限行うべき経営努力が行われているとして、使用料等で賄えない資本費は一般会計が負担すべき額(基準内繰入金)となります。</p> <p>なお、有収水量は各戸につけるメーターの計測量から有収水量を算定しますが、本市の農業集落排水ではメーターを各戸に設置していません。そのため、一人当たりの計画水量 270 ℓ/日を有収水量とみなしています。仮定に基づく有収水量のため、農業集落排水の本指標は全体の傾向を捉えるものとなります。</p>

【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2 の類似団体平均は集計中のため未公表

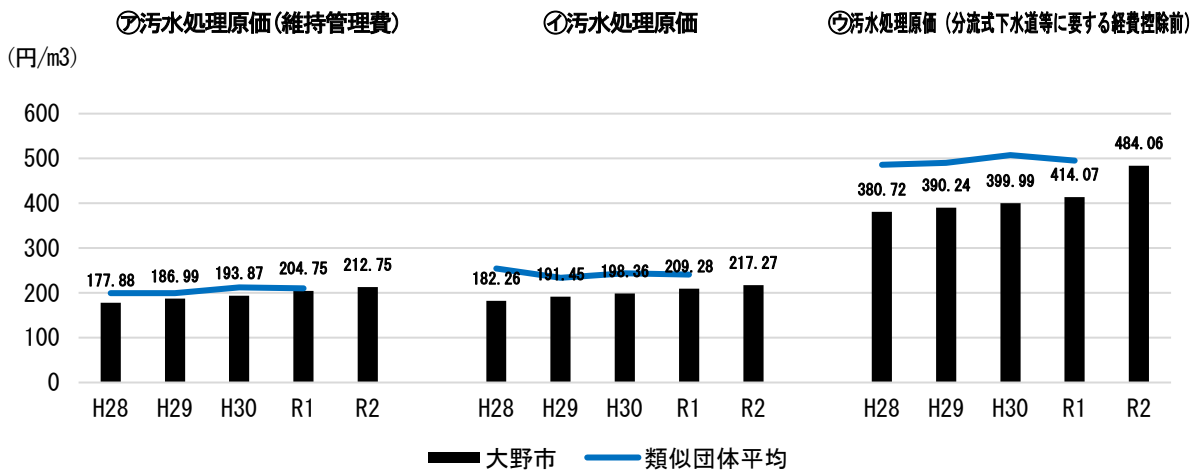


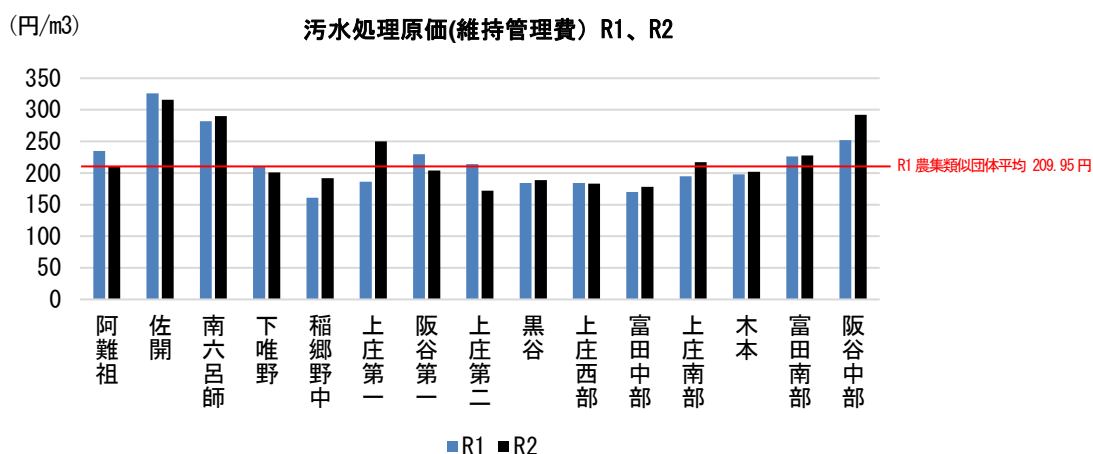
評価	<p>類似団体平均は 150 円程度を推移し、本市は令和 2 年度には料金改定により 195.9 円になりました。類似団体平均よりも 50 円程度高い状況です。</p> <p>本市では維持管理費のうち、人件費等について市の一般会計から繰入金(基準外繰入金)により賄い、人件費等を除く維持管理費は料金収入で賄っています。処理区毎に維持管理費は異なっており、人件費等を除く維持管理費の差が料金収入の差と言えます。人件費等を除く維持管理費が高い処理区は料金単価が高い傾向になります。</p>
----	--

(4) 汚水処理原価

<p>定義</p>	<p>有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理費であり、その水準を示します。汚水処理費は維持管理費（※6）と資本費（※7）に分けられます。「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では次の㉗～㉙の 3 種類の汚水処理原価が示されています。</p> <p>㉗汚水処理原価(維持管理費)・・・有収水量 1 m³ 当たりの維持管理費です。</p> <p>㉘汚水処理原価・・・汚水処理費に対し一般会計が負担すべき額(基準内繰入金※5) が控除されて計算されます。</p> <p>㉙汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)・・・基準内繰入金のうち分流式下水道等に要する経費を控除する前の原価です。高資本費対策経費を除いた総コストの原価を示しています。</p> <p>【汚水処理原価の元となる収益・費用のイメージ】</p> <p>①汚水処理原価 (分流式下水道等に要する経費控除前)</p>
<p>説明</p>	<p>本指標については明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているかを分析することになります。</p> <p>有収水量が多くなると 3 種類の汚水処理原価は下がる傾向になります。</p> <p>維持管理費を抑制するには、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等の推進があげられます。</p> <p>汚水処理原価(資本費)が類似団体と比較して高ければ、処理場等の能力等が現時点では過大なものになっている可能性が高く、何らかの措置を講ずる必要があります。今後、大規模な機能強化が予定されている地域については計画の見直しを行い過大な建設投資を回避することにより、将来の資本費の削減につながります。</p> <p>なお、有収水量は各戸につけるメーターの計測量から有収水量を算定しますが、本市の農業集落排水ではメーターを各戸に設置していません。そのため、一人当たりの計画水量 270 ℓ/日を有収水量とみなしています。仮定に基づく有収水量のため、農業集落排水の本指標は全体の傾向を捉えるものとなります。</p>

【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2 の類似団体平均は集計中のため未公表」





評価

⑦汚水処理原価(維持管理費)については、類似団体平均と同水準です。一方、本市の令和元年度及び2年度の処理区毎の汚水処理原価(維持管理費)を見ると、類似団体平均 209.95 円を大幅に超えるような処理区は施設規模(利用者数)が他の処理区より小さい処理区(佐開)、大口施設の閉鎖により計画した有収水量を得られず施設が過大となっている処理区(阪谷中部、南六呂師)、水洗化率が他地区よりも低い処理区(富田南部)となっており、維持管理費の削減には限界がある可能性もあります。なお、汚水処理原価(維持管理費)が1年度だけ高い処理区は突発的な修繕など一時的な要因によるものです。

⑧汚水処理原価については、類似団体と同水準です。

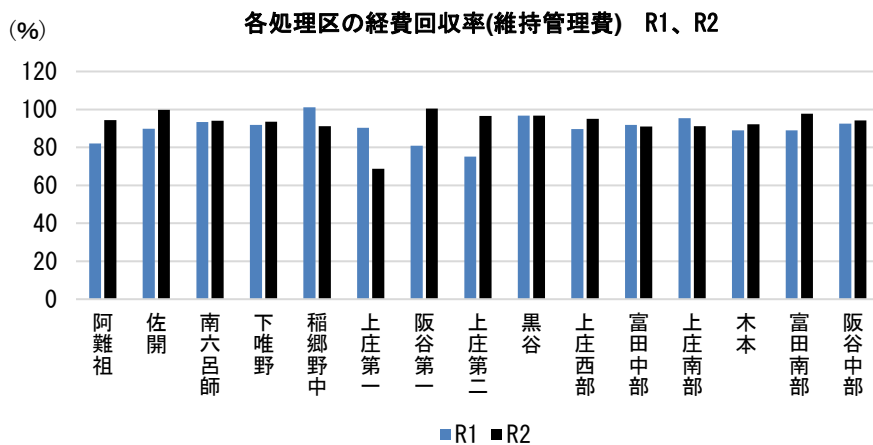
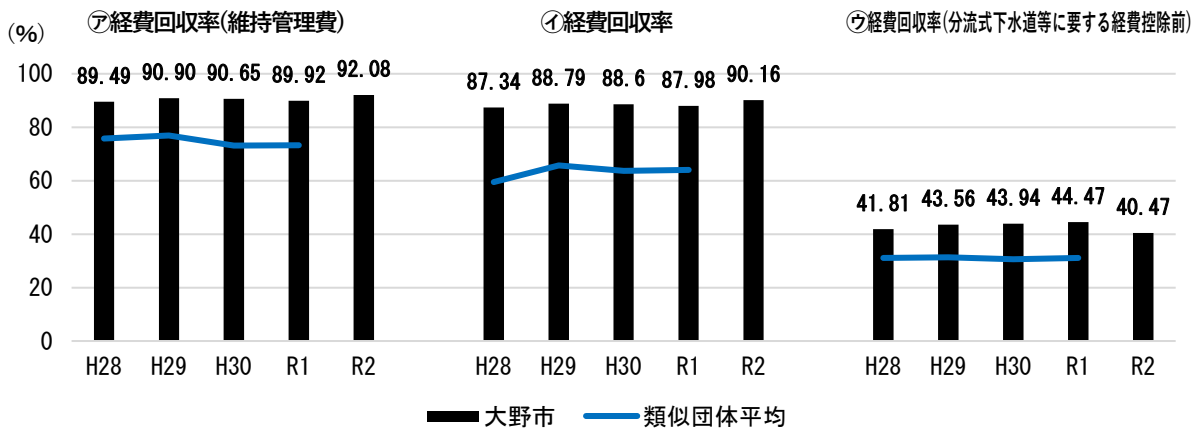
⑨汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)については類似団体と同水準となっていますが、令和2年度に484.06円と前年度の414.07円より69.99円高くなりました。令和2年度は農業集落排水の供用開始から30年が経過し、高資本費対策経費が措置されなくなったことが原因です(資本費ベースでは前年度から61.99円高くなりました)。

- ※5 総務省が示す繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として認められる繰入金。その一部は財政措置(交付税措置)が考慮される。本市の主な基準内繰入金は、高資本費対策経費と分流式下水道等に要する経費。
- ※6 日常の下水道施設の維持管理に要する費用であり、具体的には人件費、動力費、修繕費、その他維持管理費によって構成される。
- ※7 法適用企業にあっては、減価償却費、企業債等支払利息(一時借入利息を除く)等の合計から長期前受金戻入額を除いた額。法非適用企業にあっては、地方債償還元金と利息等。
- ※8 自然条件等で資本費が高い事業に供用開始後30年経過するまで措置される繰入金。交付税の算定率が高い。
- ※9 平成18年度に新設された繰入金。使用料金でまかなえない資本費に対し繰入されることから不採算経費に対する繰入金になる。

(5) 経費回収率

定義	下水道使用料収入で賄うべき経費を、どの程度下水道使用料収入で賄えているかを表した指標。なお、「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では3種類の経費回収率が示されています。
計 算 式	$\text{㉞経費回収率(維持管理費)}(\%) = \text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価(維持管理費)}$ $\text{㉟経費回収率}(\%) = \text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価}$ $\text{㊱経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)}(\%) = \text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)}$
説明	<p>本指標は、汚水処理に要した費用(汚水処理費)に対する使用料による回収程度を示す指標です。</p> <p>㉞経費回収率(維持管理費)は100%以上であることが最低限必要です。</p> <p>㉟経費回収率も、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。</p> <p>㊱経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)は、高資本費対策経費を控除した総コストに対する経費回収率となります。</p> <p>なお、有収水量は各戸につけるメーターの計測量から有収水量を算定しますが、本市の農業集落排水ではメーターを各戸に設置していません。そのため、一人当たりの計画水量 270 ℓ/日を有収水量の基礎としています。仮定に基づく有収水量のため、農業集落排水の本指標は全体の傾向を捉えるものとなります。</p>

【分析】 出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 ※R2の類似団体平均は集計中のため未公表」



評価 ㉞経費回収率(維持管理費)については、汚水処理原価(維持管理費)が類似団体と同水準ですが、使用料単価が類似団体よりも高いことから、90%程度の高い水準を推移しています。また、本市の各処理区の経費回収率(維持管理費)についても、人件費等を除いた維持管理費を賄えるように料金設定がされているため、経費回収率は90%程度の高い水準となっています。

	<p>④経費回収率については 100%を下回ると使用料以外の収入(延滞金、督促手数料、基準外繰入金等)で汚水処理費が賄われていることとなります。類似団体平均の 60%台と比べると本市は 80%台後半の高い水準を推移していますが、100%に届かない分は基準外繰入金に依存している状況です。</p> <p>⑤経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)については、類似団体平均は 30%程度で本市は 40%程度となっています。本市を含め「d1」に分類されるような団体は維持管理費の一部と資本費全額を一般会計に依存している状況です。なお、令和 2 年度は農業集落排水の供用開始から 30 年が経過し、高資本費対策経費が措置されなくなったため、令和元年度に比べ 4%悪化しています。</p>
--	--

4-2.農業集落排水の投資目標及び財源目標の達成度

投資・財政計画策定に当たり目標とした投資及び財源の達成状況は次のとおりです。

(1)投資目標の達成状況

目標	最適整備構想に基づく機能強化事業を開始する。
達成状況	上庄第一の事業採択に向けての計画書作成業務委託を発注(令和 3 年度)しています。

(2)財源目標の達成状況

目標	平成 29 年度に 3 処理区(佐開、南六呂師、富田南部)の料金を値上げする。
達成状況	<p>目標としていた 3 処理区と 1 処理区の協議が完了し、料金を値上げした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の料金改定(3 処理区) 佐開 基本料金 2,800 円を 3,600 円に、人員割額 600 円を 1,100 円に改定 南六呂師 基本料金 3,000 円を 3,600 円に、人員割額 600 円を 1,000 円に改定 富田南部 基本料金 2,800 円を 3,000 円に、人員割額 540 円を 700 円に改定 ・令和元年度の料金改定(1 処理区) 阪谷中部 基本料金 2,900 円を 3,630 円に、人員割額 680 円を 880 円に改定

第5章 将来の事業環境

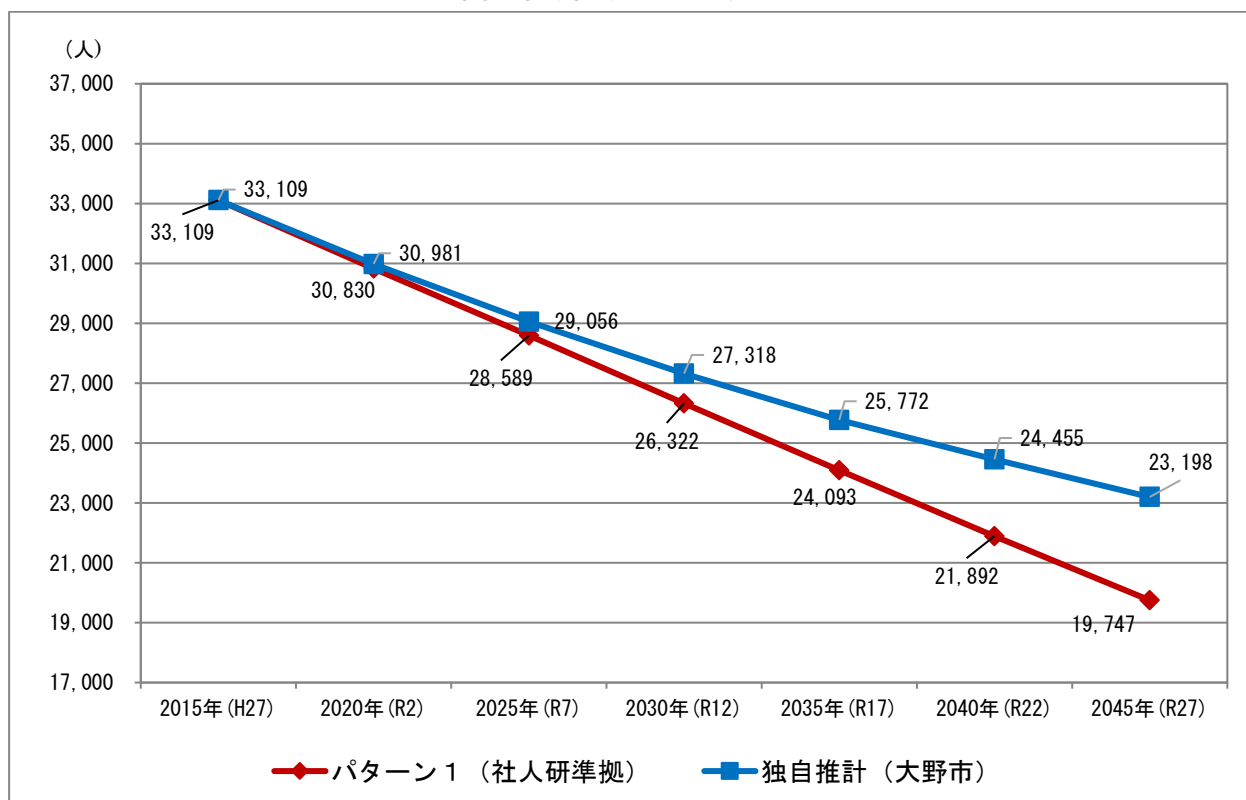
5-1.人口の見通し

(1)行政区域内人口

経営戦略では、本市の人口の将来展望を示す「大野市人口ビジョン(令和2年度改訂版)」(以下「人口ビジョン」という。)の推計値を基に将来値を設定します。

人口ビジョンの独自推計(高位推計)は本市が目指すべき将来人口に相当しますが、今後、実態とのかい離が生じた場合には下水道使用料収入が過大に見積もられる恐れがあります。そこで、パターン1の低位推計を基に将来行政区域内人口を設定し、将来にわたって持続可能な下水道事業運営を推進します。

図4 行政区域内人口の見通し



出典：大野市人口ビジョン(令和2年度改訂版)

各推計パターン・シミュレーション	説明
パターン1 (社人研推計準拠) ※10 【低位推計】	合計特殊出生率が現在程度で、人口移動が将来収束していくモデル(社人研推計準拠)です。2015年を基準年とし、5年ごとに2060年までの推計となっています。全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計です。
独自推計 (大野市) 【高位推計】	合計特殊出生率を段階的に回復し、令和22年(2040年)に2.07まで向上させるとともに、転出超過を段階的に抑制し、令和22年(2040年)に現在の社人研推計に対し100人抑制させることを目標とした推計です。

※10 国立社会保障・人口問題研究所による推計

(2) 汚水処理人口(公共下水道、農業集落排水)

公共下水道の汚水処理人口は、令和 7 年度までは公共下水道整備区域の拡大(未普及対策の推進)に伴う増加を見込み、その後は人口減少により減少していくと見込みます(図 7)。

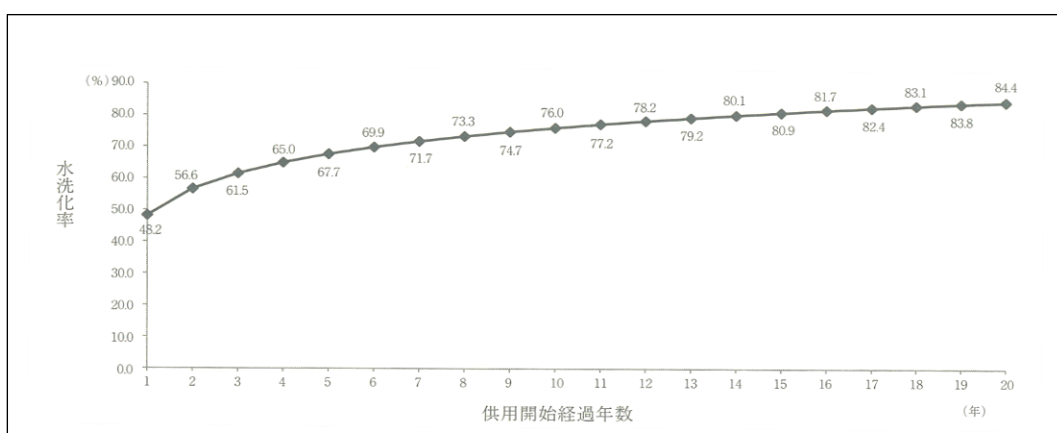
農業集落排水の汚水処理人口は、人口減少により減少していくと見込みます(図 8)。

(3) 水洗化人口

① 公共下水道

公共下水道は整備区域の拡大に伴い今後も水洗化人口は増加することが見込まれますが、本市の水洗化率の伸びは全国的水洗化率の統計に比べて悪く、統計を基に将来の水洗化人口を推測することは困難です。そのため、近年の供用開始区域で、実績が十分出そろった平成 23 年度から 29 年度の供用開始区域の水洗化率の伸びから将来の水洗化率の伸びを見通し、水洗化人口を設定します。

図 5 全国における下水道の水洗化率の統計



出典：下水道経営ハンドブック(令和 3 年版)

図 6 本市の公共下水道の過去実績に基づく水洗化率の見通し

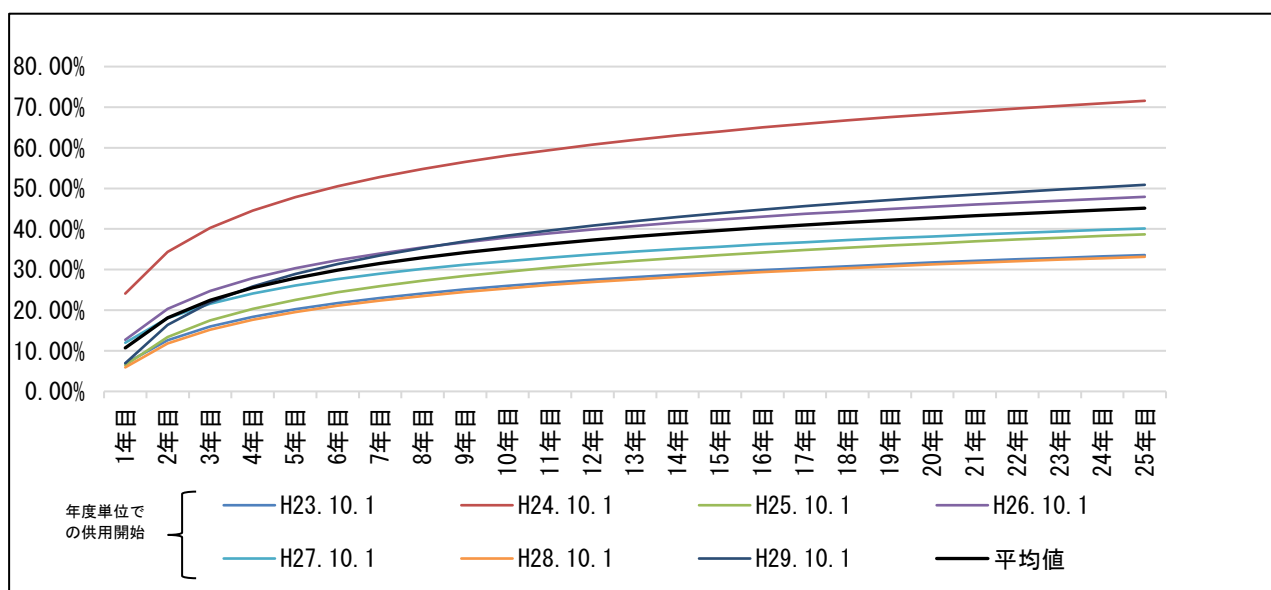
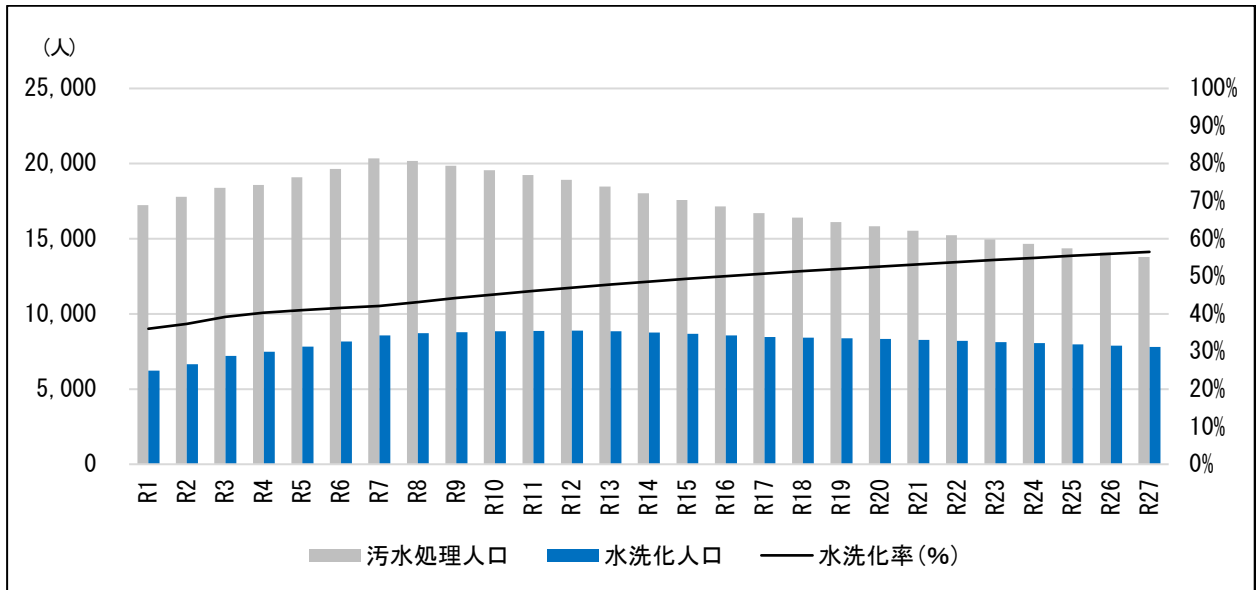


図7 公共下水道の汚水処理人口、水洗化人口、水洗化率の見通し

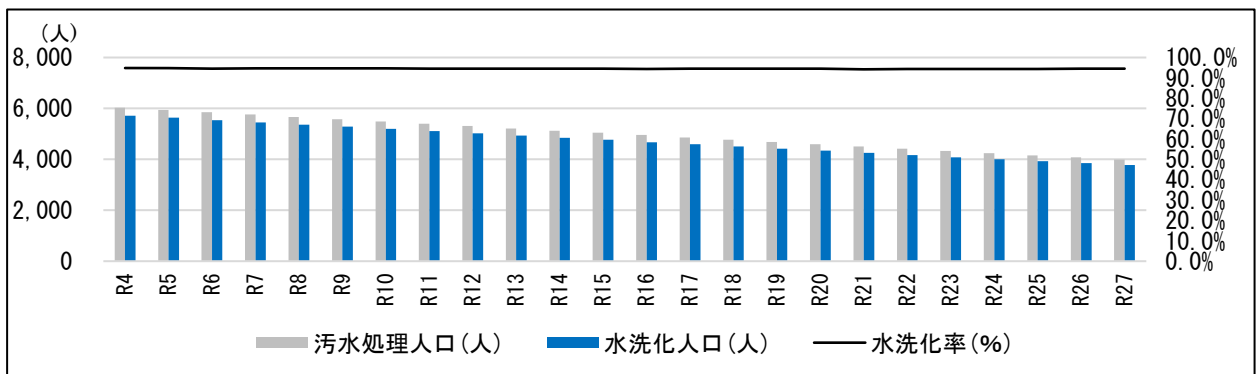


②農業集落排水

農業集落排水は整備が終わっており、本市の水洗化率は既に福井県平均や全国平均を超えていることから、これ以上の水洗化人口の増加は見込まないこととし、人口ビジョンの低位推計に基づき水洗化人口が減少していく見通しとします。

農業集落排水では下水道使用料の算定根拠として戸数割と人員割を採用しています。第8章の8-2-2の財源試算において、水洗化人口の見通しから料金収入の見通しを試算します。

図8 農業集落排水の汚水処理人口、水洗化人口、水洗化率の見通し



5-2.有収水量の見通し

公共下水道の有収水量の見通しは、家庭から排出されるものと工場排水や営業污水として排出されるものに分けて見通します。

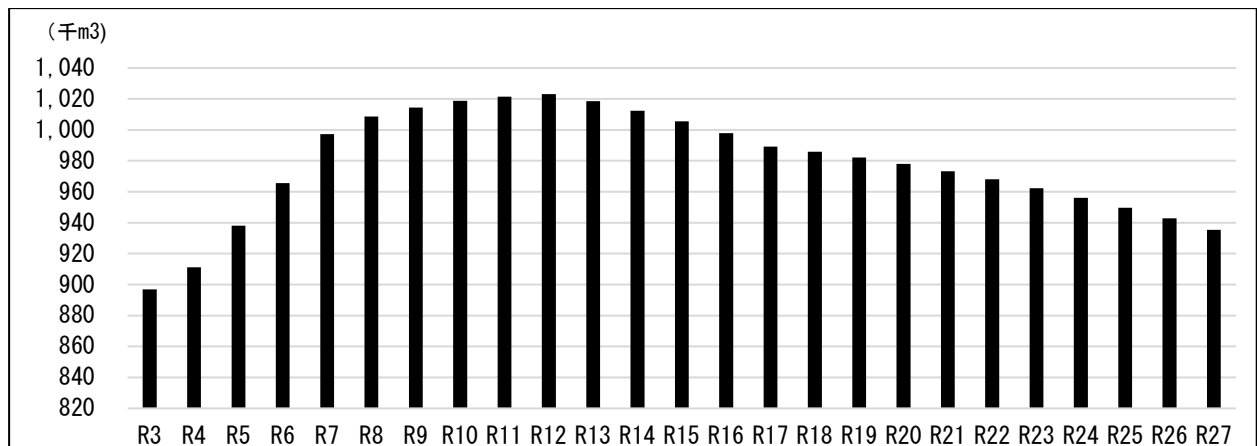
家庭用排水は、近年の節水機器の普及により有収水量は減少してきています。減少する量を具体的に推測することは困難なため、ここ数年で一番少ない有収水量となった令和2年度の一人当たり有収水量218ℓ/日を設定します。

工場排水や営業污水は、平成 28 年度以降の新規接続が数件程度となっています。そのため、これ以上新規接続が増えないと推測し、ここ数年で一番少ない有収水量となった令和元年度の有収水量の規模が今後も継続するとして設定します。

年間の家庭用排水の見通し = 218 ℓ / 日 × 365 日 × 水洗化人口

年間の工場排水や営業污水の見通し = 315,303.3m³

図 9 公共下水道有収水量の見通し



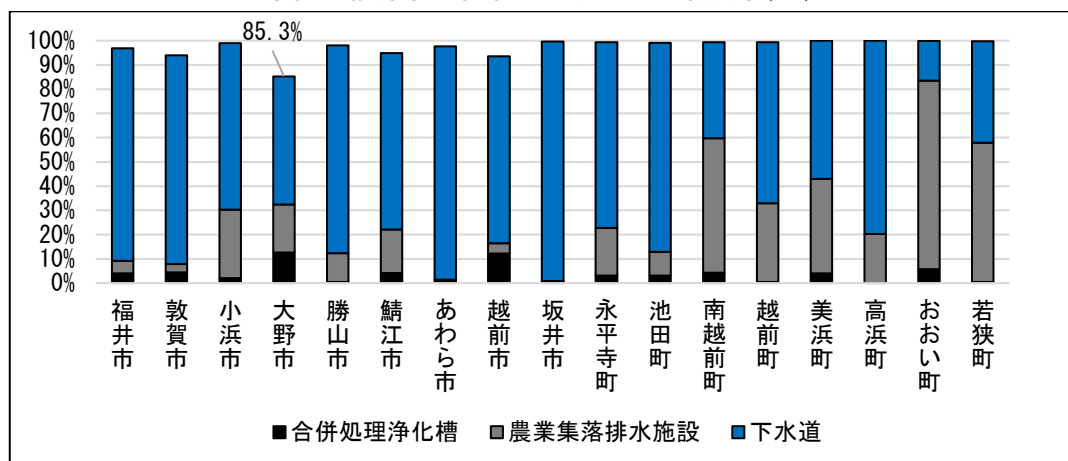
5-3.施設の見通し

(1)下水道未普及対策の必要性

污水处理施設の普及状況を示す、污水处理人口普及率「(公共下水道における污水处理人口 + 農業集落排水における污水处理人口 + 合併処理浄化槽の使用者人口) ÷ 行政人口」の、福井県平均は 96.57%(令和元年度末時点)ですが、本市は 85.30%にとどまっています。

污水处理人口を向上させるには、農業集落排水の整備は完了していることから、公共下水道の整備を進めることが必要です。なお、合併処理浄化槽の整備は住民主体となっています。令和 7 年度に污水处理人口普及率 95%に達するように整備を進めます。

図 10 福井県内市町の污水处理人口普及率(R1)



出典：福井県「令和元年度末市町別污水处理施設整備状況」

(2)老朽化施設の増加

①公共下水道

本市の公共下水道は平成8年度から事業に着手しました。

令和2年度末時点の管路の整備延長は、汚水管路約159kmとなっています。管路の法定耐用年数は50年のため、当面の間、老朽化対策は不要です。

大野市下水処理センターは公共下水道の終末処理場として平成15年4月に供用を開始した施設で、供用開始から18年が経過しています。施設の機器は法定耐用年数が5～20年となっているため、既に更新時期が到来し、更新しているものがあります。

そのほか、マンホールポンプ施設やマンホール蓋といった施設もあり、平成30年度に策定した大野市ストックマネジメント計画に沿って老朽化対策を進めていきます。

<大野市ストックマネジメント計画>

事故故障等のリスクや発生した場合の被害規模、発生確率等を考慮したリスク評価を行ったうえで、事業費の平準化を考慮した複数のシナリオの中から最適な改築事業シナリオを選定しています。また、事業計画期間を勘案し、期間内においてどの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討しています。

これらの検討は処理場施設と管路施設(マンホールポンプ施設やマンホール蓋含む)に分けて行われており、検討結果を点検・調査計画、修繕・改築計画として策定しています。

②農業集落排水

農業集落排水には15の処理施設(処理区)があり、処理区毎に污水处理施設があります。昭和57年度から事業に着手しました。

令和2年度末時点の処理区全体の整備延長は、汚水管路約106kmとなっています。一番古い管路は令和18年度に法定耐用年数50年が経過します。

また、阿難祖処理区の污水处理施設は平成3年1月に供用を開始し30年が経過しています。阿難祖処理区をはじめいくつかの処理区は既に大規模な施設更新が行われています。

今後は令和2年3月に策定した大野市最適整備構想に基づき、老朽化し機能低下した施設を見極めながら、老朽化対策を進めていきます。

<大野市最適整備構想>

農業集落排水施設の老朽化施設の改築・更新計画となる大野市最適整備構想では、処理区毎に施設(管路、処理場)更新に要する費用を機能保全コストとして予測しています。なお、令和3年度に本市の污水处理施設の最適化(公共下水道と農業集落排水の施設統合や農業集落排水施設の再編、公共下水道と浄化センターの統合)の方針を示す大野市污水处理施設最適化計画策定により、機能保全コストは全く違ったものとなる可能性があります。

5-4.組織の見通し

公共下水道事業については、整備完了による業務量の減少と水洗化率の上昇による業務量の増加を見込みます。農業集落排水事業については、更新工事等の業務量の増加を見込みます。

整備の減少により職員は十分な経験を積むことが難しくなる傾向にあることから、技術承継を念頭に置いた人事管理が必要です。また、施設の更新や維持管理のための人員の確保と公営企業の経営を安定的に継続するため企業会計に精通した経営感覚のある人材の育成が必要です。

本市職員の定員管理については大野市定員適正化計画に基づいており、下水道事業が継続できるよう職員の適正配置に努めます。

第6章 経営の基本方針

6-1.基本方針

「第六次大野市総合計画」（以下「総合計画」という。）の「くらし環境」分野の基本目標に準じ、下水道事業経営の基本方針を次のとおり定めます。

豊かな自然の中で快適に暮らせるまちを目指し、下水道の整備を進め施設の適切な維持管理を行います。また、下水道事業の持続可能な経営に努めます。

6-2.主要施策

総合計画では、下水道事業の単位施策として「河川や地下水の水質保全」「下水道の基盤整備と適切な維持管理」「持続可能な財政運営」が示されています。

総合計画における施策の実行性を高めるため、主要施策を次のとおり定めます。

主要施策1 未普及対策の推進(公共下水道)

大野市公共下水道基本計画に基づき、下水道未普及地域を解消するため早期整備に努めます。

主要施策2 加入促進(公共下水道)

水質保全の効果を発揮できるよう普及啓発や補助制度により下水道への加入を促進します。

主要施策3 老朽化対策(公共下水道、農業集落排水)

農業集落排水は昭和57年度から、公共下水道は平成8年度から事業に着手しました。両事業とも短期間で整備を進めており、今後、法定耐用年数の超過により急激に施設の更新需要が増すことが見込まれます。そのため、公共下水道については大野市ストックマネジメント計画により、農業集落排水については大野市最適整備構想により、効率的かつ持続可能な施設の更新を行います。

主要施策4 最適化の推進(公共下水道、農業集落排水)

大野市最適整備構想(農業集落排水事業)は既存施設規模での更新を前提とした計画ですが、人口減少により施設規模が過大となっており将来の負担増加が懸念されます。そのため、令和3年度に公共下水道と農業集落排水の施設統合や農業集落排水施設の再編の方針を示す大野市污水处理施設最適化計画を策定します。また、大野市污水处理施設最適化計画では本市の污水处理施設の更なる最適化を目指し、本市浄化センターと公共下水道との統合(機能統合を含む)に向けての検討も行います。

なお、大野市污水处理施設最適化計画は令和3年度末に策定しますが、公共下水道と農業集落排水の施設統合や農業集落排水施設の再編については公共下水道事業審議会での審議や地元処理区との調整が必要です。これらの手続き等が整った後、令和7年度を目途に経営戦略を見直します。

主要施策5 事業の効率化、経営の健全化(公共下水道、農業集落排水)

下水道事業は私の土地から汚水を排除する私的便益の部分と、公共用水域の保全等不特定多数に便益が及ぶ公共的役割があり、国・市・使用者の費用負担で事業が実施されます。しかし市(一般会計)への過度の依存は市財政を圧迫しかねないため、避けるべきです。そのため、民間委託などの維持管理費の低減に向けた

取組と加入促進や使用料値上げなどの収入増加の取組を行います。なお、公共下水道事業については現時点で経営戦略期間内での下水道使用料の改定は不要と考えられます。

主要施策6 経営基盤や財政マネジメントの向上(農業集落排水)

公共下水道事業は、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上などにさらに的確に取り組むため令和2年4月1日に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計(以下「公営企業会計」という。)を導入しました。また、公営企業会計導入により得られる精緻で分かりやすい経営・財務等に関する情報を活用することで、さらに的確で有効な中長期の経営を見通すことが可能となりました。

農業集落排水事業においても、令和6年4月1日から公営企業会計を導入します。

第7章 公共下水道に係る投資・財政計画(収支計画)

7-1.投資・財政計画

第6章で定めた本市の経営の基本方針に従い、別紙1のとおり公共下水道の投資・財政計画(収支計画)を定めます。

7-2.投資・財政計画の策定に当たっての説明

投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明は次のとおりとなります。

7-2-1.投資試算

(1)下水道未普及対策

①管路施設

公共下水道事業基本計画に基づき、令和7年度末までに汚水処理施設のおおむねの整備を終え、令和12年度末に917.5haの整備計画としました。

表10 汚水整備面積の目標値

整備年度	整備面積
過年度	697.1(ha)
令和3～7年度	41.73(ha/年)
令和8～9年度	2.94(ha/年)
令和10～12年度	2.93(ha/年)
合計	917.5(ha)

②処理場施設

第5章の「5-2.有収水量の見通し」から、処理場施設は現在の規模(OD槽2基)で足りる試算となっており、処理場施設(OD槽)増設に係る費用は計上していません。

(2)老朽化対策

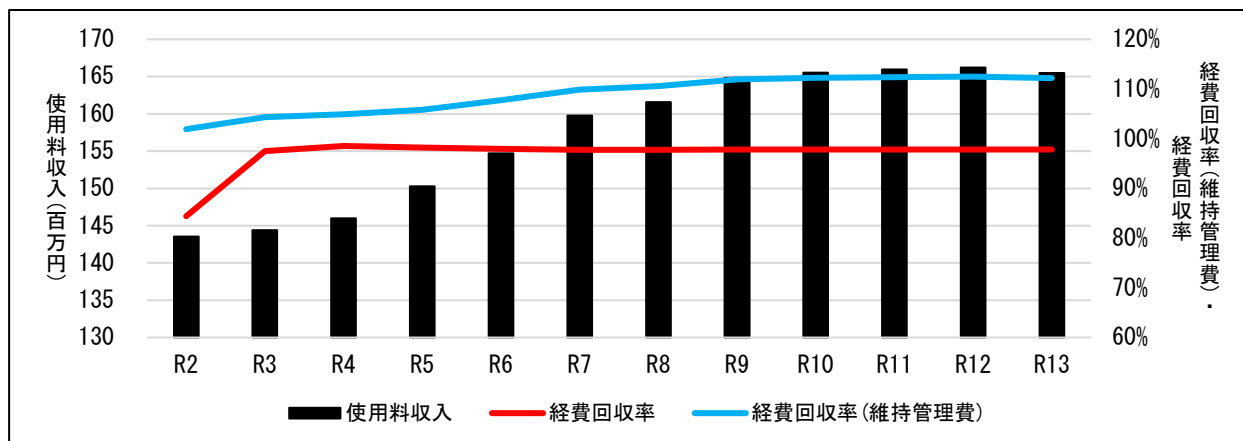
大野市ストックマネジメント計画では、毎年の投資額(改築に係る費用)の平均額を処理場施設は7,500万円、マンホールポンプ施設は300万円、管路施設は7,400万円、マンホール蓋は900万円としています。大野市ストックマネジメント計画に基づく費用を投資額として試算します。

7-2-2.財源試算

(1)下水道使用料

公共下水道事業に係る下水道使用料収入は、第5章の「5-2.有収水量の見通し」で見通した将来の有収水量に公共下水道の使用料単価を乗じて試算します。

図 11 使用料収入と経費回収率、経費回収率(維持管理費)



下水道使用料収入は令和 12 年度をピークに減少していきます。

地方財政法や地方公営企業法では、下水道事業の経営に要する経費はその経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、経営の独立採算が求められています。下水道使用料収入で賄うべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標である経費回収率は令和 2 年度が 84.40%です。令和 3 年度以降、当面の間は 90%台後半 (※11) を維持できると試算します。

また、総務省は最低限行うべき経営努力として「下水道使用料の徴収が 150 円/m³ を前提に行われていること」としており、本市の令和 2 年度の下水道使用料単価は 160.19 円/m³ となっています。

以上から、現時点での経営戦略期間内での下水道使用料の改定は不要と考えられます。

※11 本市の場合、延滞金や督促手数料等の収入を加えると経費回収率は 100%になりますが、経費回収率は使用料以外の収入を加えずに算定することとなっています。

(2) 下水道使用料収入以外

下水道使用料収入以外の財源の試算方法を下表にまとめます。

表 11 財源の試算方法(下水道使用料収入以外)

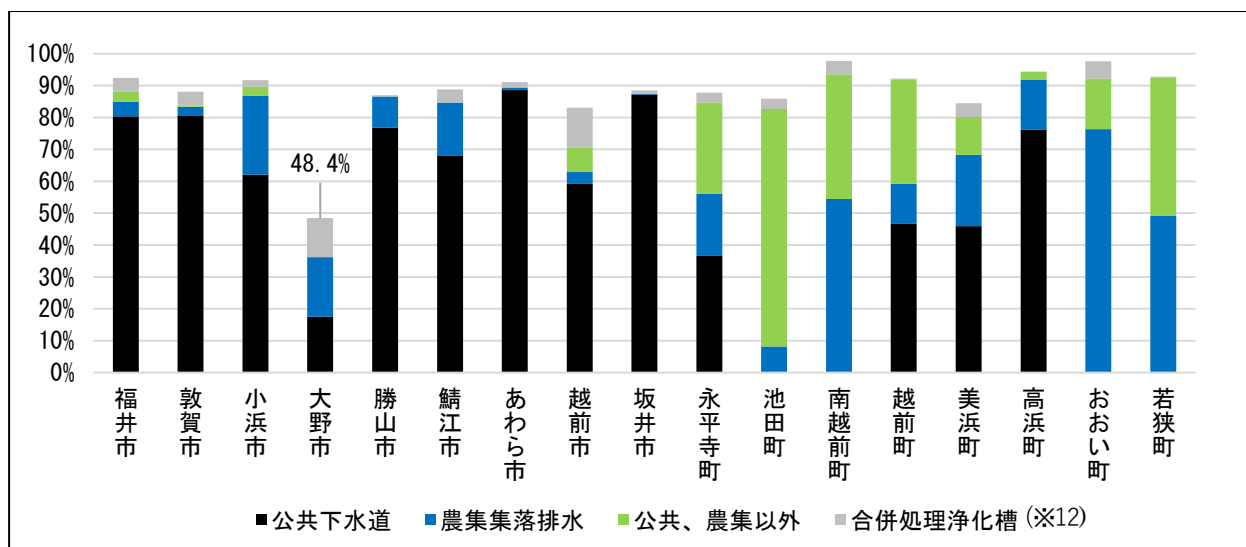
区分	項目	試算方法
収益的収入(営業外収益)	他会計負担金	一般会計繰出基準に基づき算定(基準内繰入金)
	他会計補助金	収益的収支が不足する場合に計上(基準外繰入金)
	長期前受金戻入	資産の取得に要した補助金等を収益化
資本的収入	企業債(建設改良債)	補助事業に係る建設事業費の 40%、単独事業に係る建設事業費の 80%として算定。更新整備については、管路更新のみ補助事業に係る建設事業費の 40%、単独事業に係る建設事業費の 80%として算定。
	企業債(資本費平準化債)	平準化債の償還額を除く企業債償還額のうち損益勘定留保資金で賄えない額を算定
	他会計負担金	一般会計繰出基準に基づき算定(基準内繰入金)
	他会計出資金	資産形成(起債償還額のうち土地購入に係る元金償還額、平準化債の元金償還額、建設事業費)に係る繰入金を出資金(基準内外繰入金)として算定
	他会計補助金	職員給与費が他財源でも不足する場合に計上(基準外繰入金)
	国(県)補助金	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき算定
	工事負担金	管路新設に係る工事費の 5%の額を計上(受益者負担金)

7-2-3.投資以外の経費の試算

(1) 加入促進に係る補助費

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等（広義の下水道）による水洗化率は、本市は 48.4%と県内市町のなかで最低です。

図 12 県内市町の広義の下水道による水洗化率(平成 30 年度末)



出典：県内各市町経営比較分析表、県内市町別汚水処理人口普及状況

※12 公共下水道及び農業集落排水未供用区域の合併処理浄化槽使用者

そのため、公共下水道の加入促進が重要になります。本市では普及啓発や戸別訪問による加入促進のほか、次の補助制度による加入促進を実施しています。

表 12 本市の公共下水道事業に係る補助制度

No.	制度名	内容	補助額
1	水洗化促進奨励金	供用開始後 5 年以内で、町内(行政区)単位での下水道接続率が 70%を超えた町内に対して奨励金を交付。	5 千円/世帯
2	水洗便所等改造資金の利子補給	供用開始後 3 年以内等で公共下水道への接続を行い、工事費用を市が指定する金融機関から借り入れた場合、利子を補助。	利子全額補助
3	公共下水道接続促進事業補助	合併処理浄化槽(設置補助を受けていないもの)から下水道に接続する場合、接続に係る工事費用を補助。	上限 20 万円
4	ご近所接続奨励金	同一町内(行政区内)や近隣で、単独処理浄化槽やくみ取便所の 2 軒以上の建物でグループを作り、公共下水道に接続した場合奨励金を交付。	5 万円/軒

No.1 の水洗化促進奨励金と No.2 の水洗便所等改造資金の利子補給は利用者が少ない状況です。

No.3 の公共下水道接続促進事業補助は令和元年度より開始し、合併処理浄化槽の設置補助金の交付を受けていない方の公共下水道接続促進を目的とした補助です。

表 13 公共下水道供用開始区域内の汚水処理区分別の下水道接続状況（平成 30 年 11 月末時点）

供用開始区域 世帯数	単独処理浄化槽及びくみ取世帯数		補助有合併処理浄化槽世帯数		補助無合併処理浄化槽世帯数	
		うち接続世帯(接続率)		うち接続世帯(接続率)		うち接続世帯(接続率)
6,209	5,533	1,773(32.0%)	521	111(21.3%)	155	6(3.9%)

No4 のご近所接続奨励金(グループ補助)は令和 3 年度より開始し、現状で本市の汚水処理の大部分を占める単独処理浄化槽やくみ取便所の使用世帯について、公共下水道接続促進を目的とした補助です。

接続補助は一時的に経営を圧迫しますが、長期で見れば料金収入の増加につながり経営が改善します。グループ補助に比べ単独補助の場合は接続件数が伸びないと補助に係る費用がかさみ、経営改善の効果が薄れます。

表 14 接続補助に係る収支の試算

	実績 (R1)	グループ補助		単独補助	
		接続件数 1.2 倍	接続件数 1.5 倍	接続件数 1.2 倍	接続件数 1.5 倍
単独、くみ取⇒下水接続件数	65 軒	78 軒(13 軒増)	97 軒(32 軒増)	78 軒(13 軒増)	97 軒(32 軒増)
接続人口	177 人	213 人(36 人増)	264 人(87 人増)	213 人(36 人増)	264 人(87 人増)
㊦補助に係る経費	-	715 千円	1,760 千円	4,290 千円	5,335 千円
補助費	-	650 千円	1,600 千円	3,900 千円	4,850 千円
事務費	-	65 千円	160 千円	390 千円	485 千円
㊧補助後の毎年収支(㊦-㊧)	-	44 千円/年	107 千円/年	44 千円/年	107 千円/年
㊨収入増加額	-	777 千円/年	1,878 千円/年	777 千円/年	1,878 千円/年
㊩維持管理費増加額	-	733 千円/年	1,771 千円/年	733 千円/年	1,842 千円/年
補助経費の回収期間(㊦/㊧) ※13	-	16 年	16 年	98 年	50 年

※条件 5 万円/軒の補助、1 世帯人員は 2.73 人(令和 3 年 4 月 1 日の本市平均)、1 人当たり料金収入 21,589 円/年(令和 2 年度実績)、1 人当たり汚水維持管理費(減価償却費、利息除く) 20,361 円/年(過去 5 年平均)、補助に係る事務費は 1 軒あたり 5000 円(排水設備指定工事店の審査手数料と同額)

※13 補助経費の回収期間は、今後の維持管理費が下がれば回収期間は短くなります。

本市では経営を圧迫しないよう補助金総額を抑えつつ、下水道接続への効果が見込める補助制度を設けています。

なお、これらの補助額の総額は全体の経費に対して少額のため、試算には含めていません。

(2)その他

表 15 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出(営業費用)	職員給与費	水洗化率の上昇による事務量の増加と、管路整備完了による事務量の減少により現状職員数が維持されるとし、令和 3 年度の見込額を毎年の額として算定
	経費(維持管理費)	平成 28~30 年度の実績から有収水量 1m ³ あたりの維持管理費を割り出し、有収水量の見通しに応じ算定。職員人件費については、水洗化率の上昇による事務量の増加と、管路整備完了による事務量の減少により現状職員数が維持されるとし、令和 3 年度の見込額を毎年の額として算定。

	減価償却費	令和2年度までの取得資産は固定資産台帳システムの数値を採用し、令和3年度以降に取得予定の資産は資産に応じた法定耐用年数で減価償却費を算定(構築物 50 年、機械及び装置 20 年)
	支払利息	令和2年度までの企業債に対する支払利息は公債台帳の数値を採用し、令和3年度以降の起債に対しては、年利 1.5%で算定
資本的支出	建設改良費(職員給与費)	路整備完了による事務量の減少により、令和8年度より職員1名減を見込み算定
資本的支出	企業債償還金(建設改良債)	令和2年度までの起債に対する償還額は公債台帳の数値を採用し、令和3年度以降の起債に対しては、償還期間 40 年(うち据置期間 5 年)、元金均等返済。施設更新に係る起債は、管路更新のみを対象とする。
	企業債償還金(過疎債)	令和2年度までの起債に対する償還額は公債台帳の数値を採用し、令和3年度以降の起債に対しては、償還期間 30 年(うち据置期間 5 年)、元金均等返済。施設更新に係る起債は、管路更新のみを対象とする。
	企業債償還金(平準化債)	令和2年度までの起債に対する償還額は公債台帳の数値を採用し、令和3以降の起債に対しては、「平準化債の元金償還額を除いた企業債元金償還額 - 当年度分損益勘定留保資金 - 長期前受金戻入額」を借入上限として、償還期間 20 年(うち据置期間 3 年)、元金均等返済

7-3.投資・財源のまとめ

図13 収益の収支、資本的収支

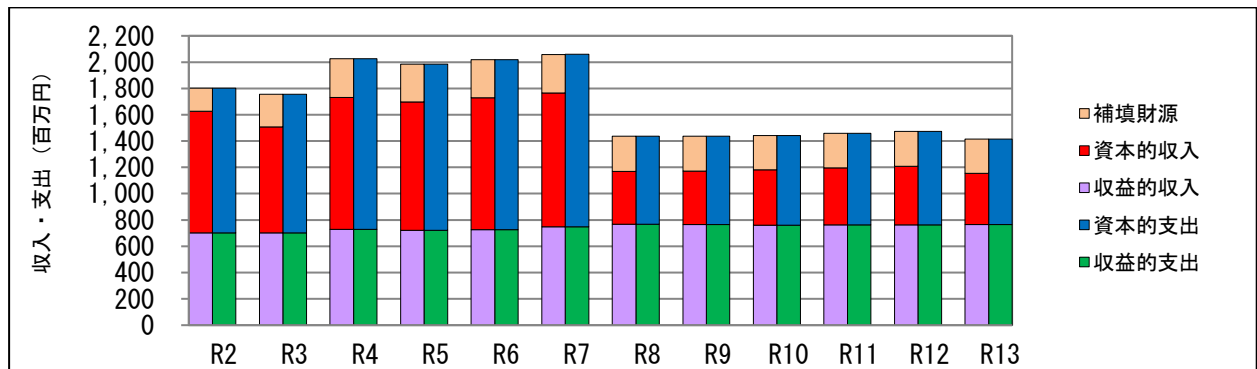


図14 内部資金残高と減価償却費

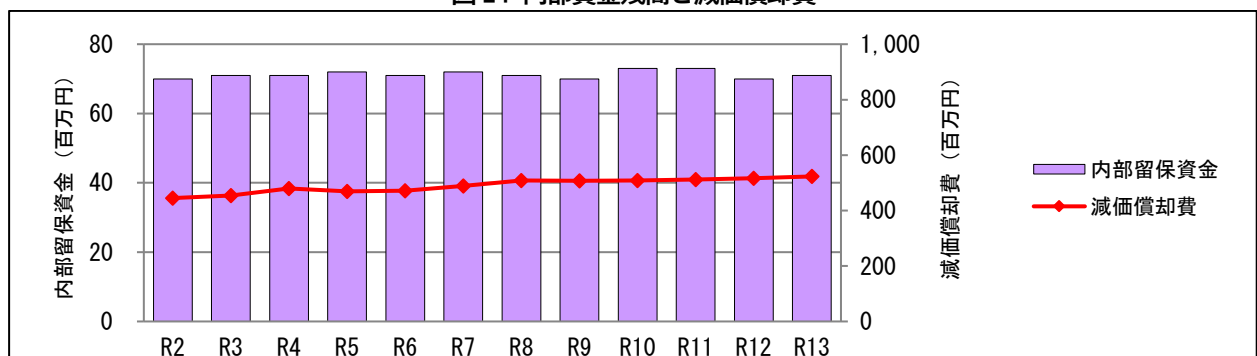


図15 他会計繰入金(一般会計繰入金)

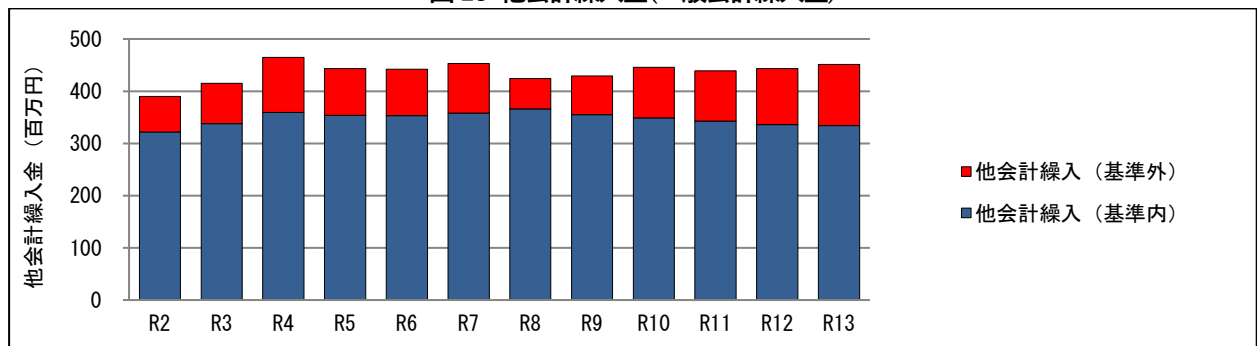
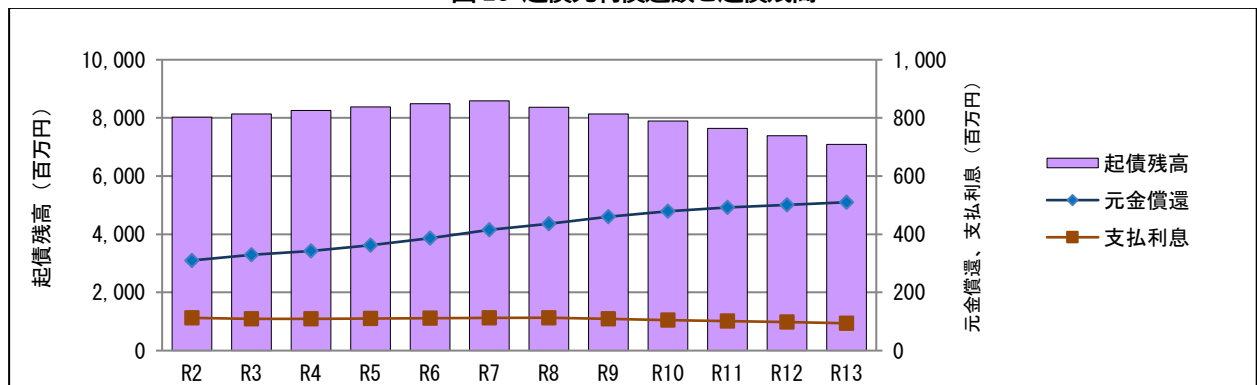


図16 起債元利償還額と起債残高



7-4. 今後検討予定の取組の概要

今後の更なる経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に向け、次の事項の検討を進めます。

(1) 今後の投資について

項目	取組内容
広域化・共同化に関する事項	大野市污水処理施設最適化計画により公共下水道と農業集落排水の施設統合の方針が示されたのち、施設統合の検討を行います。 令和8年度(予定)から公共下水道の処理場施設に浄化センターの機能を一部統合します。
投資の平準化に関する事項	大野市ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新投資の平準化を図ります。

(2) 今後の財源について

項目	取組内容
下水道使用料の見直しに関する事項	使用料金単価は150円/m ³ を超え、また、経費回収率(維持管理費)は100%を超えているため、現時点での経営戦略期間内での下水道使用料の改定は不要と考えられます。

(3) 今後の投資以外の経費について

項目	取組内容
民間活力の活用に関する事項	処理場等の包括民間委託(施設運営、維持管理、定期及び簡易修繕等)の範囲の拡大によるコスト削減を検討します。令和4年度からの包括民間委託(5年間)には、使用料の検針に係る一連の業務を加える予定としています。
職員給与費に関する事項	供用開始区域の増加が見込まれますが、包括民間委託の範囲拡大による効率的な業務施行体制を構築し、職員数をこれ以上増やさないことを目指します。
その他に関する事項	収納率向上等の財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ対策に取り組みます。

5-6. 目標

主要施策に関連付けて目標を設定します。

(1) 污水処理人口普及率

現状：85.3%(R1) ⇒ 目標：95%(R7)

$\text{污水処理人口普及率} = (\text{公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内人口} + \text{合併処理浄化槽による水洗化人口}) / \text{総人口}$
--

持続的な污水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルにおいて、10年程度を目途に污水処理施設を概成(污水処理施設の整備がおおむね完了すること)させる方針が示されています。本市では令和7年度での概成(公共下水道の管路整備のおおむねの完了)を目指しています。

(2) 水洗化率

現状：37.3%(R2) ⇒ 目標：47.8%(R13)

$\text{水洗化率} = \text{水洗化人口(下水道を使っている人口)} / \text{污水処理人口(下水道の整備が終わっている区域の人口)}$

(3)公共下水道の処理場施設と浄化センターの統合(一部機能統合も含む)

現状：未統合(R2) ⇒ 目標：統合完了(R8)

(4)経費回収率(維持管理費)の向上

現状：101.93%(R2) ⇒ 目標：111.00%(R13)

経費回収率(維持管理費) = 使用料収入 / 維持管理費 または 使用料単価 / 汚水処理原価(維持管理費)
--

第8章 農業集落排水に係る投資・財政計画(収支計画)

8-1.投資・財政計画(収支計画)

第6章で定めた本市の経営の基本方針に従い、別紙2のとおり農業集落排水の投資・財政計画(収支計画)を定めます。

8-2.投資・財政計画の策定に当たっての説明

投資・財政計画(収支計画)に策定に当たっての説明は次のとおりとなります。

8-2-1.投資試算

(1)老朽化対策

農業集落排水施設(管路、処理場)の更新に要する費用は大野市最適整備構想に基づき試算します。なお、令和3年度末に策定される大野市污水处理施設最適化計画により更新費用や維持管理費は大幅に変わると想定されますが、10年間の見通しとしては、大野市最適整備構想に基づきつつ、老朽化し機能低下した施設を見極めたうえで設定しています。

施設の更新は15処理区中10処理区を予定しており、更新費用は1処理区当たり3,000万円～8,000万円を設定しています。

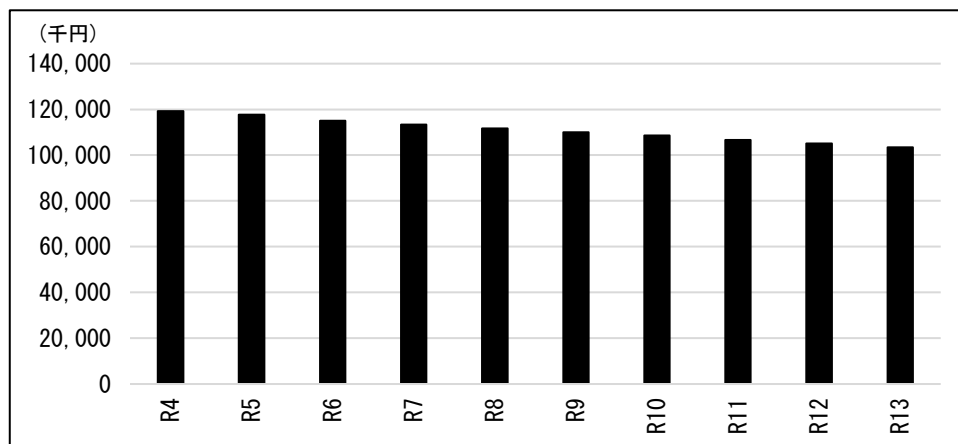
8-2-2.財源試算

投資・財政計画の策定に当たり、財源の試算方法を次にまとめます。

(1)下水道使用料

農業集落排水事業に係る下水道使用料収入は、第5章の「5-1.人口の見通し」から使用料を見通します。

図17 農業集落排水の使用料収入の見通し



(2)下水道使用料収入以外

下水道使用料収入以外の財源の試算方法を下表にまとめます。

表 16 財源の試算方法(下水道使用料収入以外)

区分	項目	試算方法
収益的収入	一般会計繰入金	人件費と事務費の一部を一般会計からの繰入金とする(基準外繰入金)
	基金	上記繰入金計上後、収益的収入が不足する場合に基金を繰入
資本的収入	企業債	地方公営企業会計の導入に係る費用を公営企業会計適用債として借入
	国(県)補助金	福井県農村振興課所管補助金等交付要綱に基づき算定
	工事負担金	公共ます設置工事等に係る地元処理区の工事負担金を計上
	一般会計繰入金	元利償還金について一般会計繰出基準に基づき算定(基準内繰入金)
		資本的収支が他財源でも不足する場合に計上(基準外繰入金)
基金	更新工事に係る地元負担分について、基金を繰入	

8-2-3.投資以外の経費の試算

投資以外の経費の試算方法を下表にまとめます。

表 17 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出(営業費用)	職員給与費	職員2名での事業を継続するとし、令和3年度の予算額で算定
	経費(維持管理費)	過去10年の実績から維持管理費の傾向を割り出し算定
収益的支出(営業外費用)	支払利息	令和2年度までの企業債に対する支払利息は公債台帳の数値を採用し算定
	基金積立	繰越金から消費税を支払った後の残額を基金積立として算定
資本的支出	企業債償還金(建設改良債)	令和2年度までの起債に対する償還額は公債台帳の数値を算定
	企業債償還金(公営企業会計適用債)	年利1.5%、償還期間4年(据置期間無し)、元金均等返済で算定

8-3.投資試算、財源試算に基づく今後10年間の見通し

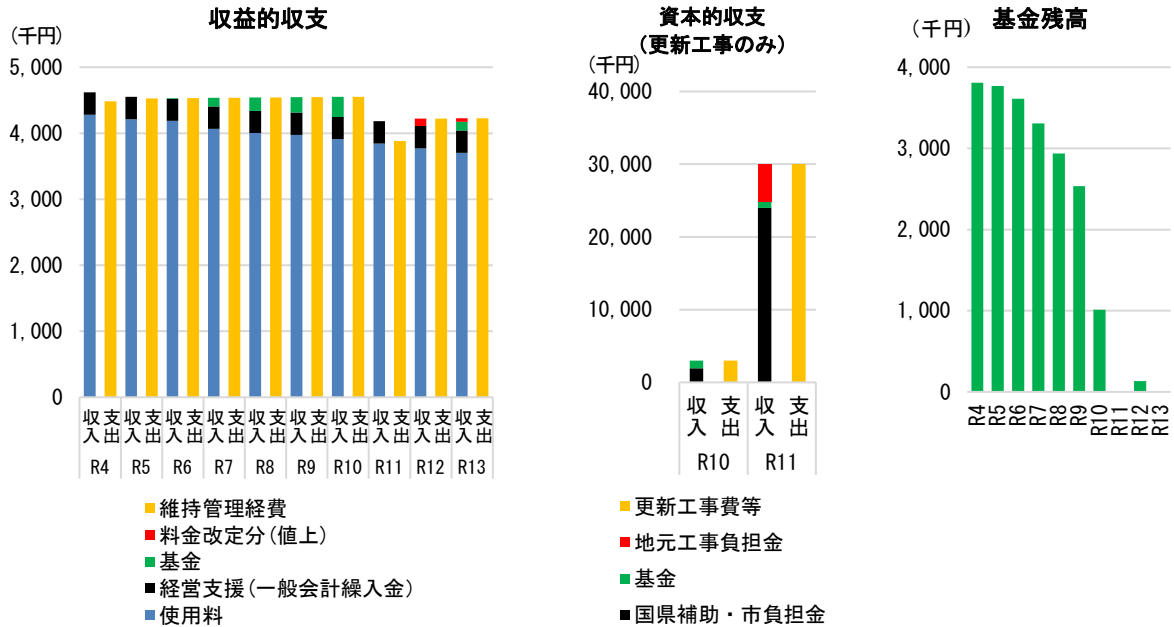
農業集落排水は、次の項目に沿ってまとめます。

内訳	説明
(1)処理区の料金や地元負担金に関する収支	処理区毎に次の項目に分けて整理します。 ・収益的収支 ・資本的収支(更新工事のみ) ・基金残高の推移
(2) 起債関係(処理区全体)	起債の元金及び利息は基準内繰入金による返済のため、農業集落排水全体として次のとおりまとめます。 ・企業債借入及び償還(資本的収支) ・企業債に対する利息の支払(収益的収支)
(3) 起債残高	起債残高の推移を整理します。

(1) 処理区の料金や地元負担に関する収支

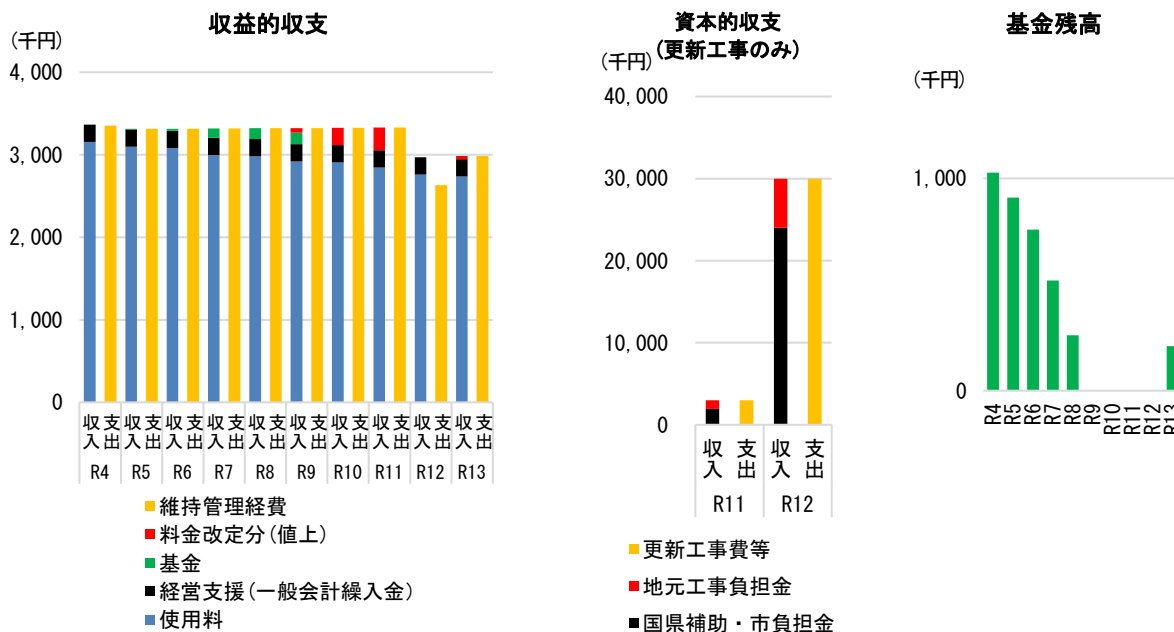
① 阿難祖処理区

令和6年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄います。令和10、11年度に施設の更新を予定しており更新に係る地元負担に基金を充てますが、基金では全額賄いきれないため地元に対し工事負担金を求めます。更新により維持管理費の減少を見込んでいますが、令和12年度には料金改定(値上)が必要です。



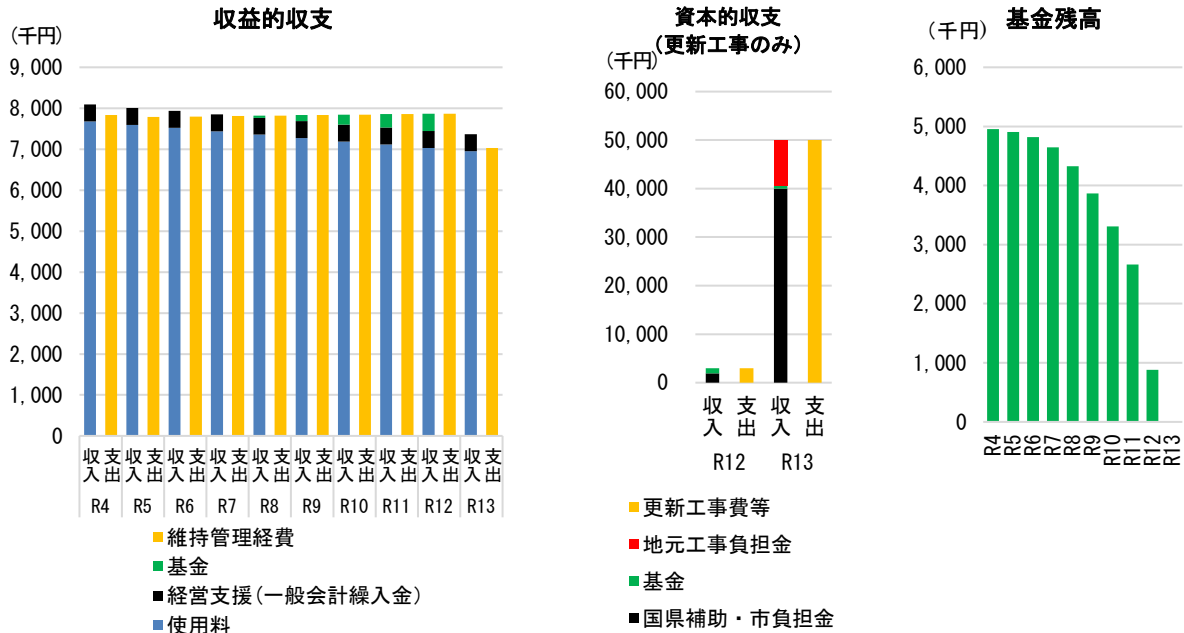
② 佐開処理区

令和5年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄います。令和9年度から基金が不足し料金改定(値上)が必要です。令和11、12年度に施設の更新を予定しており更新に係る地元負担に基金を充てますが、基金残高が無いため地元に対し工事負担金を求めます。更新により維持管理費の減少を見込んでおり、令和13年度以降は基金が貯まり始めます。



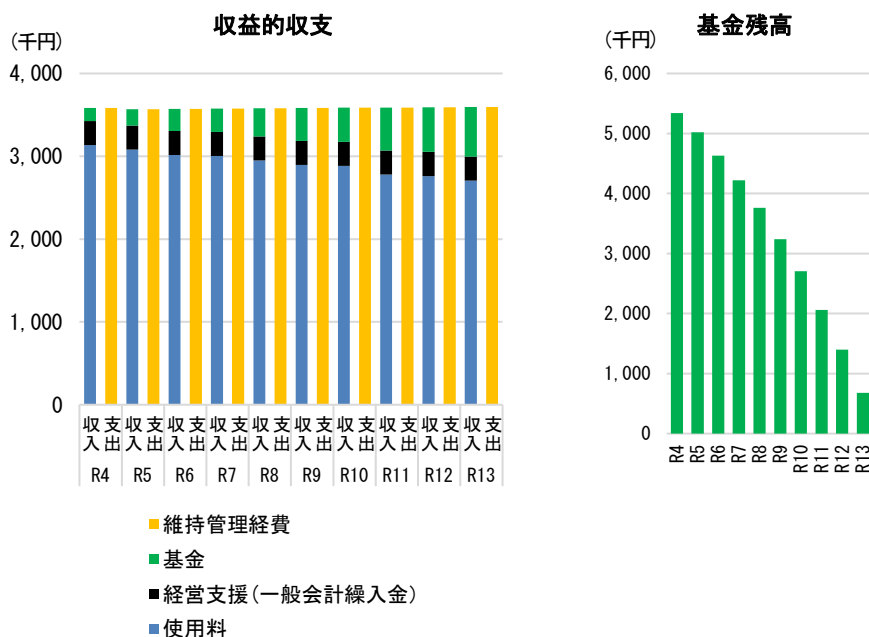
③南六呂師処理区

令和8年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄います。令和12、13年度に施設の更新を予定しており更新に係る地元負担に基金を充てますが、基金では全額賄いきれないため地元に対し工事負担金を求めます。施設の更新により維持管理費は減少しますが、使用料等の減少は続いていることから、令和13年度から数年以内には料金改定(値上)が必要です。



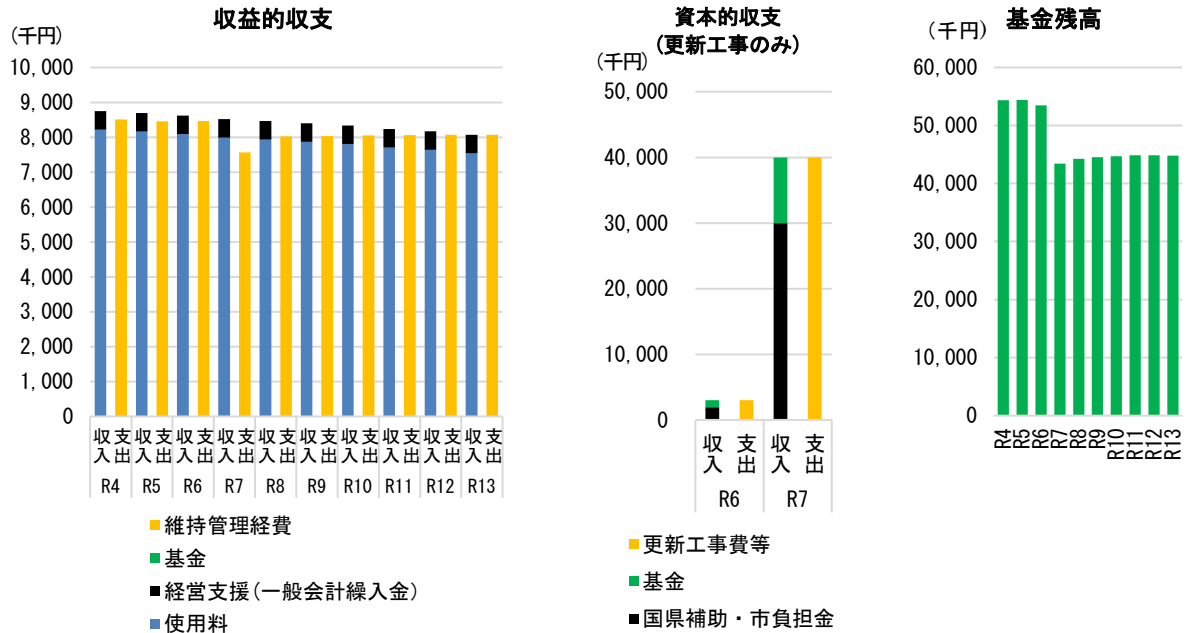
④下唯野処理区

令和4年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄い基金残高は減少していきま



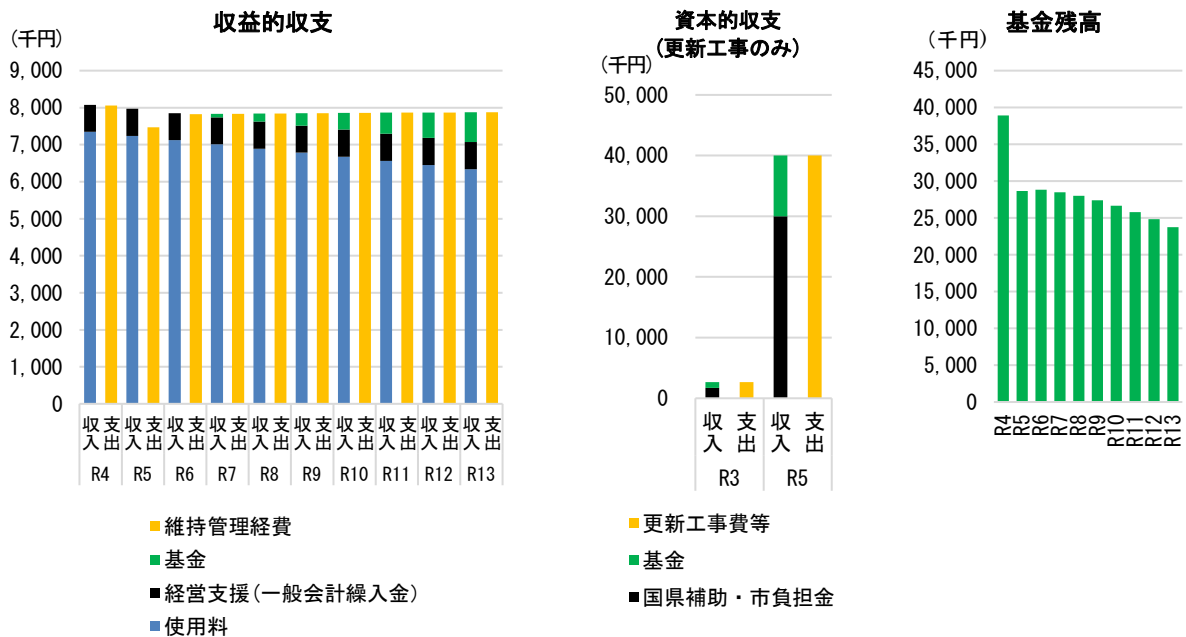
⑤ 稲郷・野中処理区

令和 6、7 年度に施設の更新を予定しており、更新に係る地元負担は基金で賄います。基金残高は当面は維持されます。



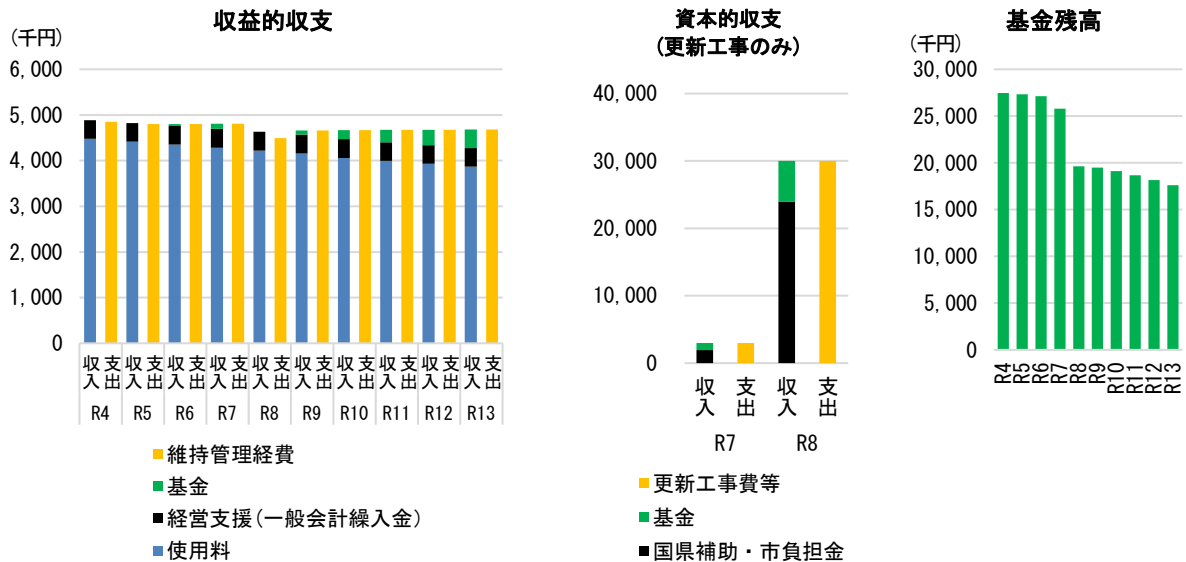
⑥ 上庄第一処理区

令和 3、5 年度に施設の更新を予定しており、更新に係る地元負担は基金で賄います。令和 7 年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄い、基金残高は減少していきます。



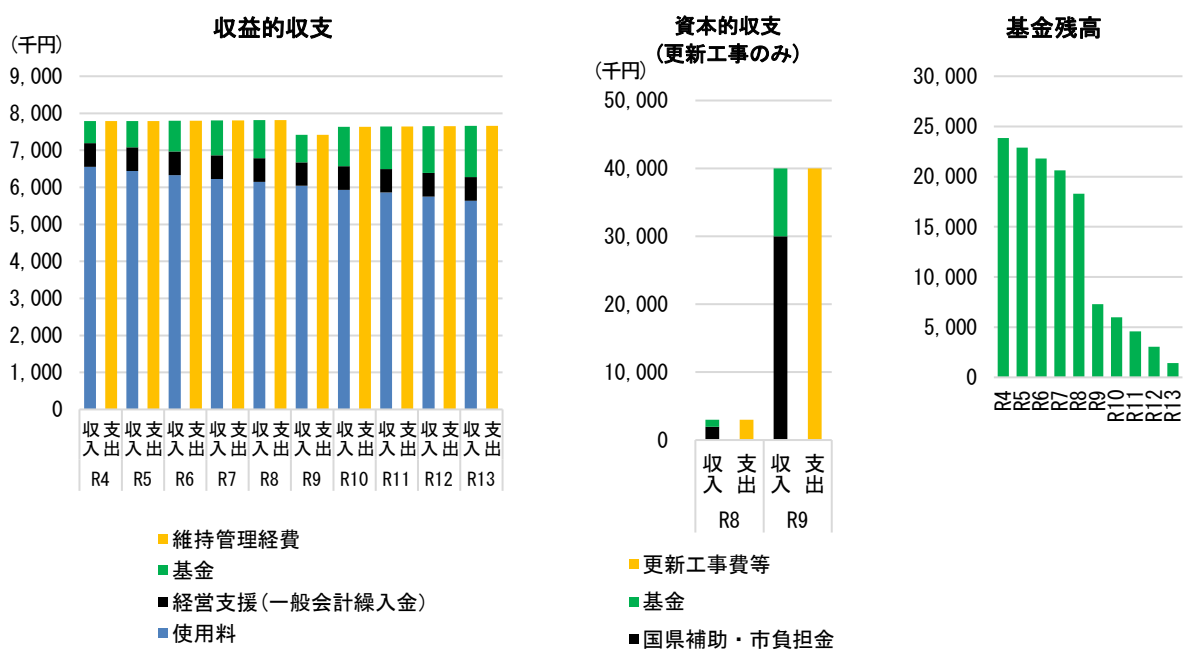
⑦阪谷第一処理区

令和6年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄います。令和7、8年度に施設の更新を予定しており、更新に係る地元負担は基金で賄います。施設の更新により維持管理費の減少を見込みますが、引き続き収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄い、基金残高は減少していきます。



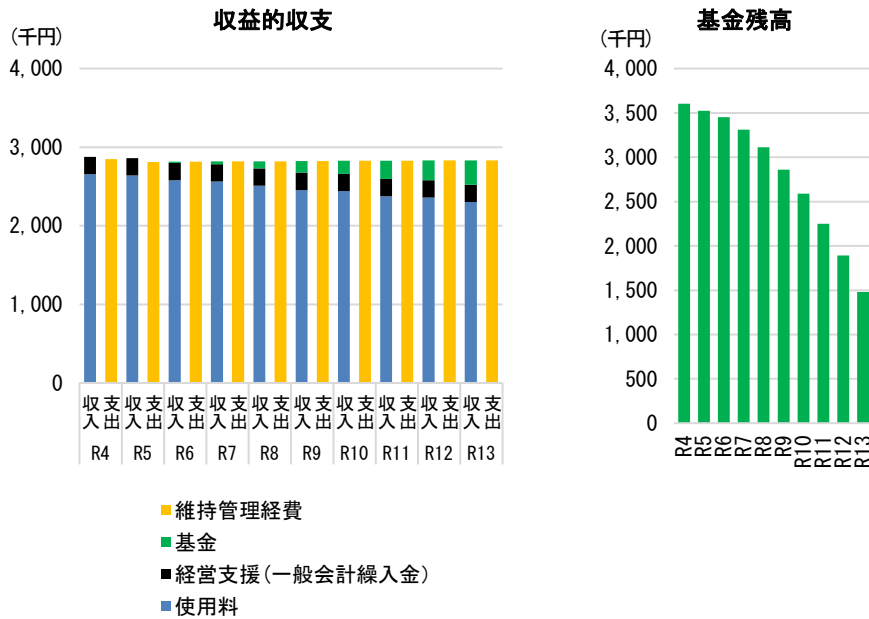
⑧上庄第二処理区

令和4年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄っていくこととしており、基金残高は減少していきます。令和8、9年度に施設の更新を予定しており更新に係る地元負担に基金を充てます。施設の更新により維持管理費の減少を見込みますが、引き続き収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄い、基金残高は減少していきます。



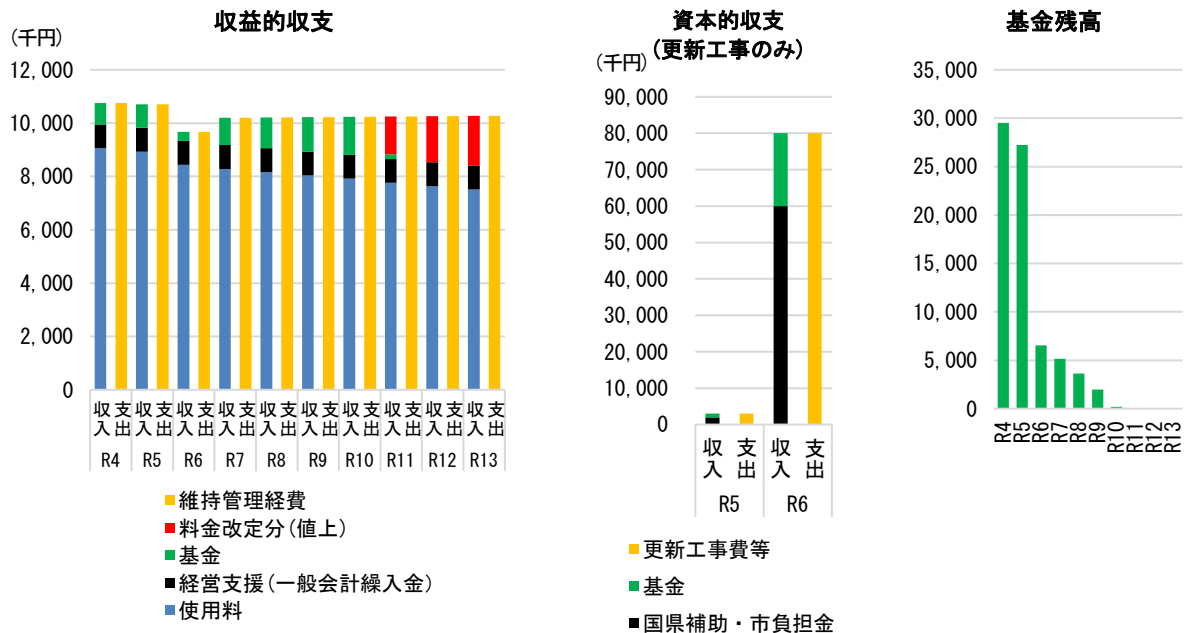
⑨黒谷処理区

令和 6 年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄い基金残高は減少していきます。



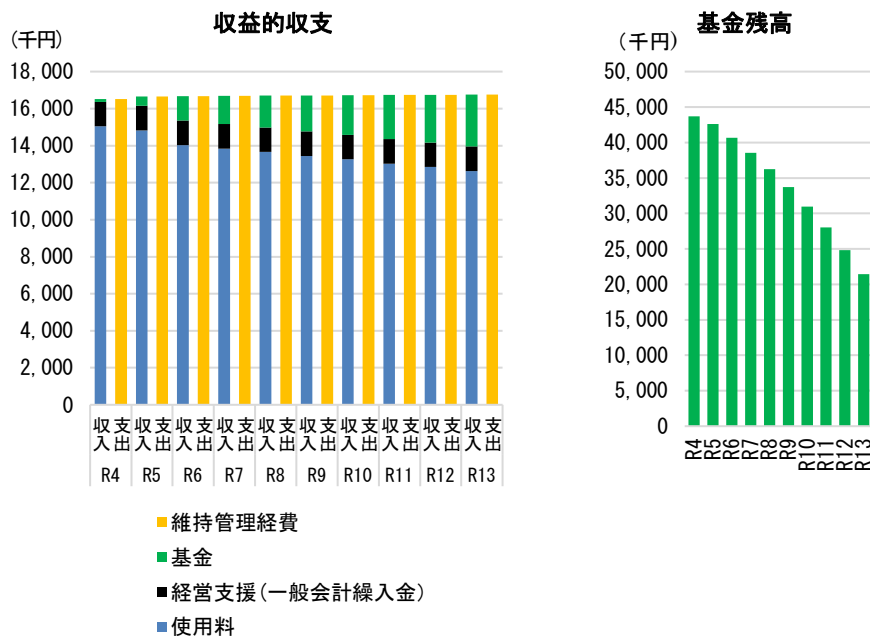
⑩上庄西部処理区

令和 4 年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄っていくこととしており、基金残高は減少していきます。令和 5、6 年度に施設の更新を予定しており更新に係る地元負担に基金を充てます。令和 10 年度に基金残高が無くなり、料金改定(値上)が必要です。



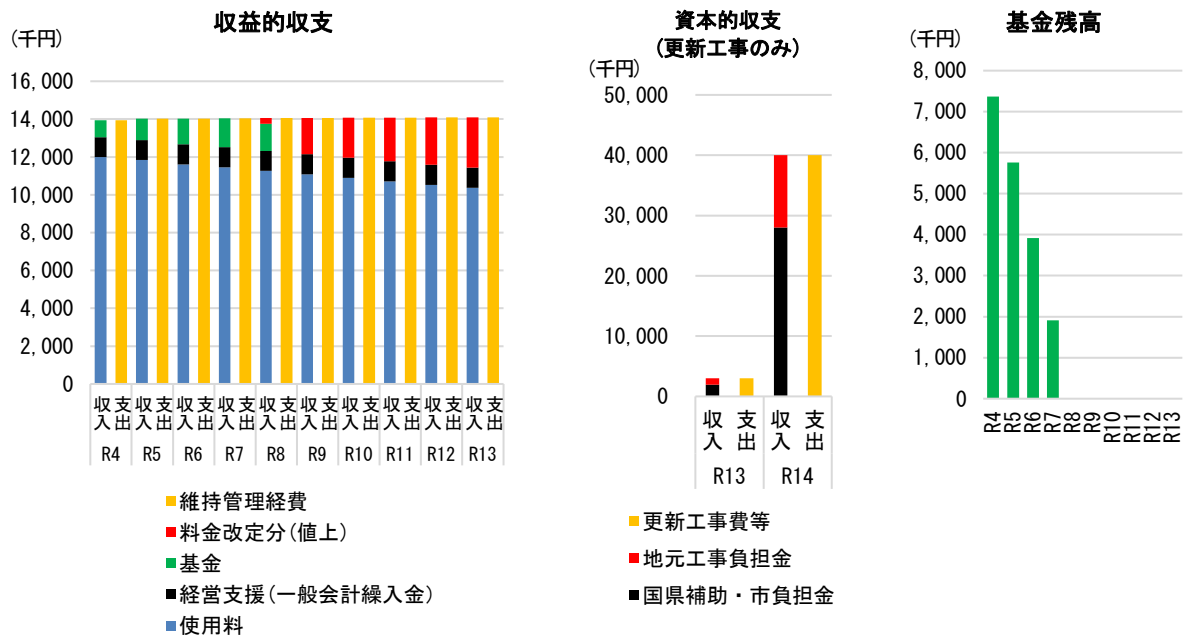
⑪富田中部処理区

令和4年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄っていくこととしており、基金残高は減少していきます。



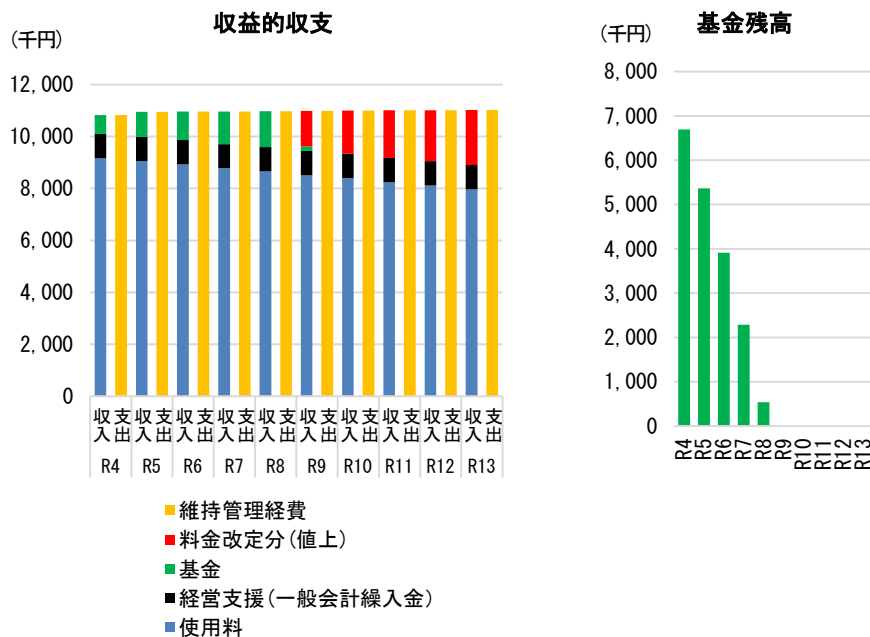
⑫上庄南部処理区

令和4年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄っていくこととしており、基金残高は減少していき、令和8年度に料金改定(値上)が必要です。令和13、14年度に施設の更新を予定しており、基金残高が無い場合、地元に対し工事負担金を求めます。



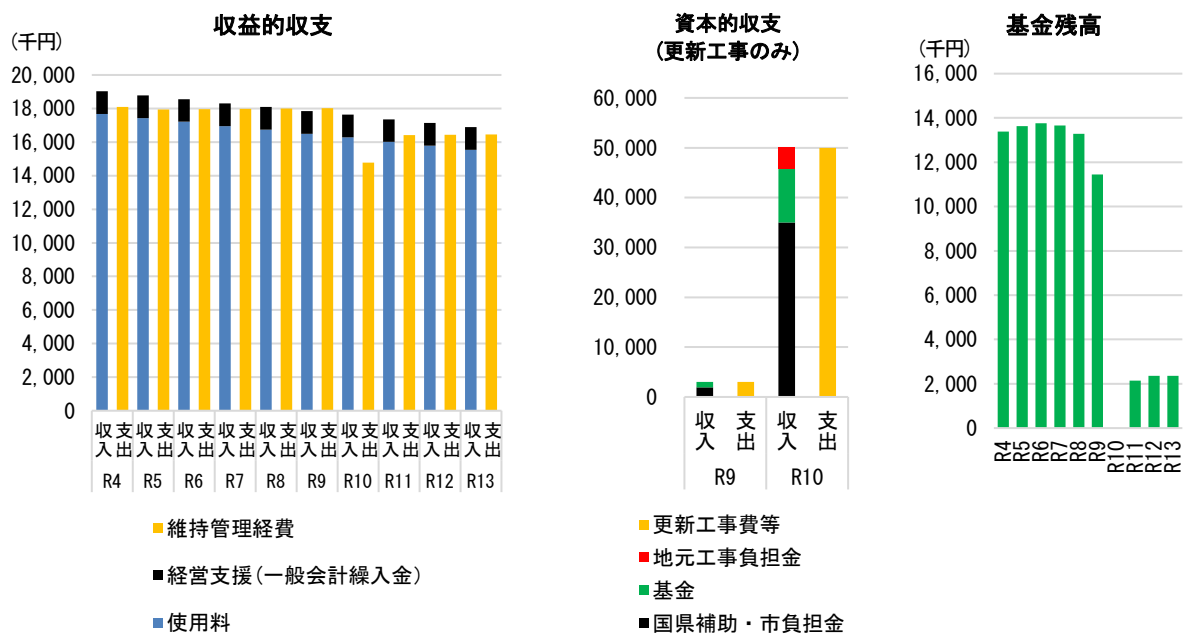
⑬木本処理区

令和 4 年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄っていくこととしており、基金残高は減少していき、令和 9 年度に料金改定(値上)が必要です。



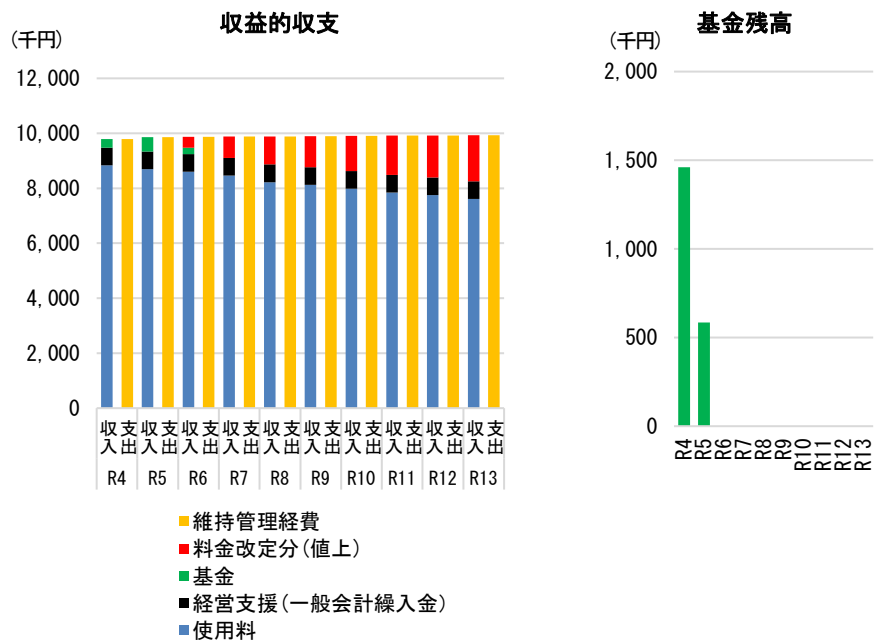
⑭富田南部処理区

令和 9、10 年度に施設の更新を予定しており更新に係る地元負担に基金を充てますが、基金では全額賄いきれないため地元に対し工事負担金を求めます。更新により維持管理費の減少を見込んでおり、令和 11 年以降は基金が貯まり始めます。

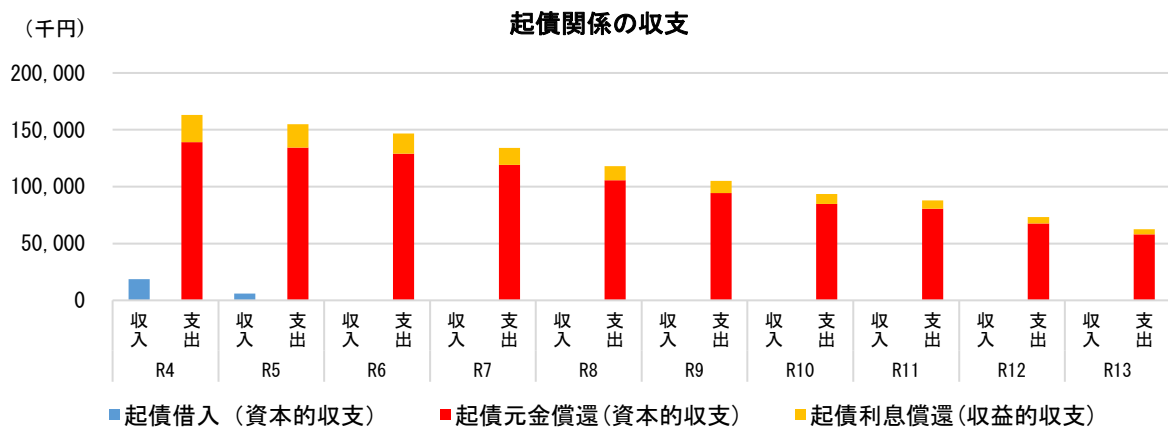


⑮ 阪谷中部処理区

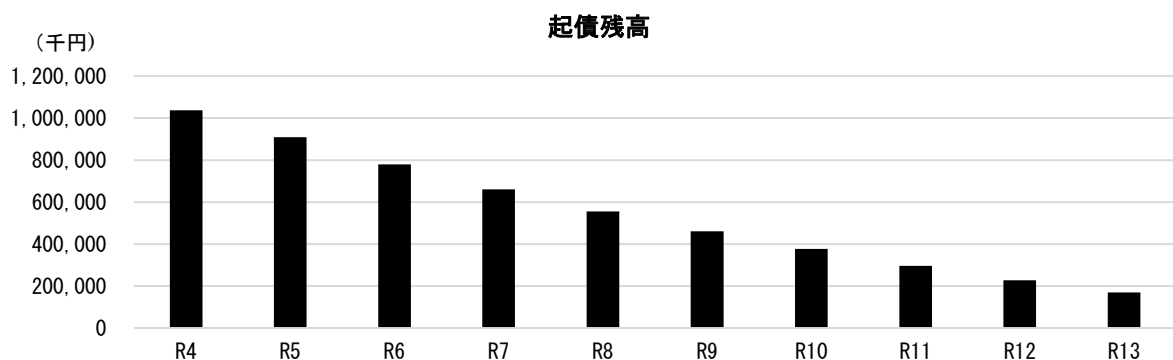
令和4年度から収益的支出(維持管理費)に対し収入で賄えない額を基金で賄っていくこととしており、基金残高は減少していき、令和6年度に料金改定(値上)が必要です。



(2) 起債関係(処理区全体)の収支



※更新工事に係る市負担額は工事費の10%。10%は起債借入額としては少額になるため、更新工事に起債は借り入れしないとして試算。



8-4. 今後検討予定の取組の概要

今後の更なる経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に向け、次の事項の検討を進めます。

(1) 今後の投資について

項目	取組内容
広域化・共同化に関する事項	大野市汚水処理施設最適化計画により公共下水道と農業集落排水の施設統合の方針が示されたのち、施設統合の検討を行います。
投資の平準化に関する事項	大野市最適整備構想に基づきつつ、老朽化し機能低下した施設を見極め、改築・更新投資の平準化を図ります。

(2) 今後の財源について

項目	取組内容
下水道使用料の見直しに関する事項	職員人件費等を除く維持管理費を賄える使用料金の設定を基本とします。

(3) 今後の投資以外の経費について

項目	取組内容
民間活力の活用に関する事項	処理場等の包括民間委託(施設運営、維持管理、定期及び簡易修繕等)の範囲の拡大によるコスト縮減を検討します。
職員給与費に関する事項	業務を継続する上で技術系職員1名、事務系職員1名、計2名での体制を維持します。

5-6. 目標

主要施策に関連付けて目標を設定します。なお、本目標は収支計画に基づく目標としています。

(1) 農業集落排水施設の再編

現状：未再編(R2) ⇒ 目標：大野市汚水処理施設最適化計画(令和3年度末策定予定)を軸に各処理区や関係機関との調整完了(R8)

(2) 経費回収率(維持管理費)の維持

現状：92.08%(R2) ⇒ 90%以上(R13)

$\text{経費回収率(維持管理費)} = \text{使用料収入} / \text{維持管理費} \quad \text{または} \quad \text{使用料単価} / \text{汚水処理原価(維持管理費)}$
--

(3) 地方公営企業会計の導入

現状：未導入(R2) ⇒ 目標：導入(R6)

第9章 公共下水道事業に係る経費回収率の向上に向けたロードマップ

社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、少なくとも5年に1回の頻度で経費回収率の向上に向けたロードマップ(経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを)を策定することが交付要件とされました。

また、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象にしないこととされています。

- ①ロードマップに定めた業績目標が達成できない場合
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

本市公共下水道事業においては、ロードマップの作成と、①のロードマップに定めた業績目標の達成が必要です。なお、令和2年度末で供用開始後18年が経過のため現時点では②の達成は不要となります。

公共下水道事業の経費回収率の向上に向けたロードマップ

(1) 具体的取組

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
民間活用の推進(※13)	○					○					○
使用料の検討(※14)	○				○					○	

※13 包括民間委託の委託範囲の拡大を検討します。

※14 経費回収率(維持管理費)が100%を下回る傾向が明らかとなるときに使用料改定の検討を行います。

(2) 業績目標

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
経費回収率(維持管理費)	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
経費回収率	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上

※令和2年度の経費回収率(維持管理費)は101.9%、経費回収率は84.4%。

第10章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- ・毎年度の経営比較分析表を用いたモニタリング結果や目標の達成状況を把握し、事後検証を行った上で3~5年ごとに経営戦略を見直します(PDCAサイクルの活用)。
- ・見直しの際は、使用料改定の必要性についての検証も行います。

大野市公共下水道事業 投資・財政計画(収支計画) 1/2

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

(単位:千円,%)

区分	年度	P2年度 (決算)	年度										
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的	1. 営業収益	144,181	144,706	146,274	150,583	154,993	160,053	161,876	165,142	165,843	166,276	166,519	165,792
	(1) 料収	143,549	144,406	145,974	150,283	154,693	159,753	161,576	164,842	165,543	165,976	166,219	165,492
	(2) 受託工事	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	632	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	2. 営業外収益	537,598	555,833	581,948	570,881	571,933	586,460	604,848	598,458	594,867	595,305	596,129	595,511
	(1) 補助金	314,794	330,392	351,320	346,392	345,293	349,743	357,486	349,255	343,368	339,487	335,716	333,084
	(2) 委託補助金	314,794	330,392	351,320	346,392	345,293	349,743	357,486	349,255	343,368	339,487	335,716	333,084
	(3) その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 長期前受金	22,711	225,441	230,628	224,489	226,640	236,717	247,362	249,203	251,499	255,818	260,413	265,458
	(5) その他	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 営業費用	681,779	700,539	728,222	721,484	726,926	746,513	766,724	763,600	760,710	761,581	762,648	764,303	
(1) 職員給与	587,411	590,368	617,740	610,134	614,808	633,433	652,641	653,213	654,091	658,806	663,699	669,211	
(2) 経費	57,118	51,314	51,314	51,314	51,314	51,314	51,314	51,314	51,314	51,314	51,314	51,314	
(3) 動力費	10,444	481	8,683	10,329	10,632	10,980	11,105	11,300	11,378	11,408	11,424	11,374	
(4) 修繕費	5,312	6,715	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	
(5) 材料費	3,072	4,327	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
(6) その他	65,981	73,610	69,251	70,512	71,802	73,283	73,815	74,770	74,975	75,103	75,173	74,961	
(7) 減価償却費	445,484	453,921	479,852	469,339	472,420	489,216	507,767	507,159	507,784	512,341	517,148	522,922	
(8) 営業外費用	114,159	109,971	110,282	111,130	111,918	112,880	113,883	110,187	106,419	102,575	98,749	94,892	
(9) 支払利息	112,197	108,971	109,282	110,130	110,918	111,880	112,883	109,187	105,419	101,575	97,749	93,892	
(10) その他	1,962	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
4. 営業支出	701,570	700,339	728,022	721,284	728,726	746,313	766,524	763,400	760,510	761,381	762,448	764,103	
(1) 営業利益	(C)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
(2) 経費	(D)	20,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 利益	(E)	1,062	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
(4) 損失	(F)	19,791	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	
(5) 純利益	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(6) 剰余金	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(7) 繰越利益剰余金	(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(8) 未収金	(J)	169,646	240,913	240,913	241,158	240,688	241,861	240,438	239,161	242,645	240,084	240,778	
(9) 未収金	(K)	48,745	48,745	48,745	48,745	48,745	48,745	48,745	48,745	48,745	48,745	48,745	
(10) 建設改良費	(L)	375,727	379,678	391,888	412,350	436,348	465,649	486,424	510,380	528,972	542,255	560,032	
(11) 一時借入金	(M)	325,463	329,414	341,624	362,036	386,084	415,385	436,160	460,116	478,708	491,991	509,768	
(12) 未払金	(N)	50,264	50,264	50,264	50,264	50,264	50,264	50,264	50,264	50,264	50,264	50,264	
(13) 繰越利益剰余金	(O)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	(P)	144,181	144,706	146,274	150,583	154,993	160,053	161,876	165,142	165,843	166,276	166,519	165,792
地方財政法施行令第16条により算定した健全化率	(Q)	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100
地方財政法施行令第6条に規定する健全化率	(R)	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100
地方財政法施行令第17条により算定した健全化率	(S)	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100
地方財政法施行令第22条により算定した健全化率	(T)	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

大野市公共下水道事業 投資・財政計画(収支計画) 2/2

(単位:千円)

区分	年度	R2年度 (決算)											
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
資本的収入	1. 企業	470,300	436,100	476,282	501,082	515,262	212,435	226,735	236,517	245,217	248,317	210,800	
	うち資本費平準化債	77,000	72,200	89,500	112,400	130,600	160,000	183,500	197,400	205,300	207,600	204,400	
	2. 他会計出資金	30,549	41,935	53,649	54,030	60,527	26,958	41,382	64,230	59,937	68,491	79,147	
	3. 他会計補助金	44,150	42,253	42,253	42,253	42,253	38,253	38,253	38,253	38,253	38,253	38,253	
	4. 他会計負担金	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	
資本的収入	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	297,900	230,500	339,305	341,648	337,034	94,524	83,622	78,782	79,924	82,325	56,666	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	80,926	54,704	65,374	63,754	63,430	29,508	16,170	2,886	9,656	6,480	5,184	
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出	計	924,405	806,072	977,443	1,003,377	1,019,086	402,258	406,742	421,248	433,567	444,446	390,630	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	15,739	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	総計	908,666	806,072	977,443	1,003,377	1,019,086	402,258	406,742	421,248	433,567	444,446	390,630	
	1. 建設改良費	790,483	726,313	901,207	905,073	896,200	234,432	212,582	202,826	205,099	209,793	141,326	
	うち職員給与費	45,100	42,833	42,833	42,833	42,833	38,833	38,833	38,833	38,833	38,833	38,833	
資本的支出	2. 企業価値還元金	309,652	329,414	341,624	386,084	415,385	436,160	460,116	478,708	491,991	501,389	509,768	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1,100,135	1,055,727	1,297,342	1,291,157	1,311,585	670,592	672,698	681,534	697,090	711,182	651,094	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(D)-(C)	191,469	249,655	293,224	287,780	292,499	268,334	285,956	260,285	263,523	266,735	260,465	
	1. 損益勘定留保資金	175,730	229,655	249,224	245,780	252,499	260,405	257,956	256,285	256,523	256,735	257,465	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	20,000	44,000	42,000	40,000	7,929	8,000	4,000	7,000	10,000	3,000	
補填財源	計	175,730	249,655	293,224	287,780	292,499	268,334	285,956	260,285	263,523	266,735	260,465	
	(E)-(F)	15,739	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他会計借入金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	企業価値残高	8,030,427	8,137,113	8,260,951	8,490,125	8,590,002	8,366,277	8,132,896	7,890,705	7,643,931	7,390,859	7,091,891	
	計	8,030,427	8,137,113	8,260,951	8,490,125	8,590,002	8,366,277	8,132,896	7,890,705	7,643,931	7,390,859	7,091,891	

(単位:千円)

区分	年度	R2年度 (決算)											
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
収益的収支分	うち基準内繰入金	314,759	330,392	346,392	345,293	349,743	357,486	349,255	343,368	339,487	335,716	333,054	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	314,759	330,392	346,392	345,293	349,743	357,486	349,255	343,368	339,487	335,716	333,054	
資本的収支分	うち基準内繰入金	75,279	84,768	96,482	96,913	103,360	65,791	80,215	103,063	98,770	107,324	117,980	
	うち基準外繰入金	6,858	7,515	7,779	7,915	8,053	8,195	5,817	5,578	3,115	580	580	
	計	82,137	92,283	104,261	104,828	111,413	73,986	86,032	108,641	101,885	107,904	118,560	
合計	うち基準内繰入金	390,038	415,160	442,874	442,206	453,103	423,276	429,470	446,432	438,257	443,041	451,033	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	390,038	415,160	442,874	442,206	453,103	423,276	429,470	446,432	438,257	443,041	451,033	

大野市農業集落排水事業 投資・財政計画(収支計画) 1/2

様式第2号(法非適用企業)

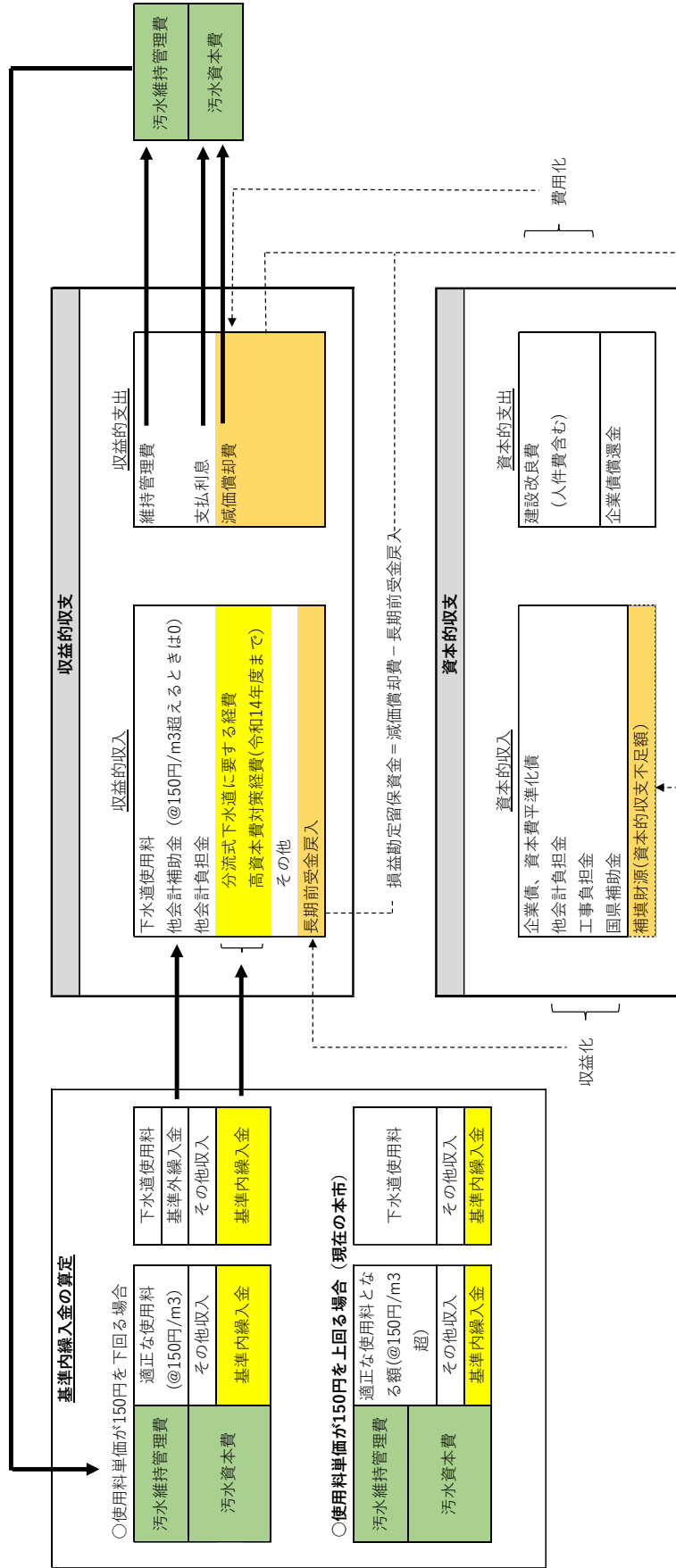
区分	年度	(単位:千円, %)											
		令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収入	1 総収入益(A)	295,981	158,541	157,365	156,486	151,878	149,788	147,414	145,162	143,467	140,089	138,291	135,521
	(1) 営業収入益(B)	124,057	120,949	119,275	117,670	115,489	114,119	113,015	114,540	113,809	113,529	112,954	111,001
収益的支出	2 総費用(D)	166,075	153,839	159,184	155,255	152,029	149,517	147,030	142,143	141,439	139,584	137,714	136,008
	(1) 営業費用(E)	134,733	126,286	135,325	134,591	134,325	134,578	134,458	131,535	132,615	132,382	132,013	131,590
資本的収入	3 収支差引(A)-(D)	129,906	4,702	△ 1,819	1,231	△ 151	271	384	3,019	2,028	505	577	△ 487
	(1) 資本的収入(F)	13,401	152,081	160,425	185,802	214,038	164,252	140,662	139,508	139,878	115,730	102,743	113,178
資本的支出	3 収支差引(F)-(G)	△ 128,729	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 資本的支出(G)	142,130	152,081	160,425	185,802	214,038	164,252	140,662	139,508	139,878	115,730	102,743	113,178
資本的収入	4 他社資本的収入(H)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094
資本的支出	4 他社資本的支出(H)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094
資本的収入	5 他社資本的収入(I)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094
資本的支出	5 他社資本的支出(I)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094
資本的収入	6 他社資本的収入(J)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094
資本的支出	6 他社資本的支出(J)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094
資本的収入	7 他社資本的収入(K)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094
資本的支出	7 他社資本的支出(K)	140,473	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
	(1) 建設費	1,657	11,482	21,312	51,476	85,094	45,094	35,094	45,094	55,094	35,094	35,094	55,094

大野市農業集落排水事業 投資・財政計画(収支計画) 2/2

様式第2号(法非適用企業)

区分	年度												
	令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
収支再差引	(J)	4,702	△ 1,819	1,231	△ 151	271	384	3,019	2,028	505	577	△ 487	
積立金	(K)	882	5,122	318	426	0	801	274	204	2,273	373	210	
前年度からの繰越金	(L)	5,631	9,303	2,362	3,275	2,998	2,969	2,552	5,297	7,121	5,353	5,557	
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	9,303	2,362	3,275	2,698	2,969	2,552	5,297	7,121	5,353	5,557	4,860	
翌年度へ繰り越すべき財源(O)													
実質収支	(O)	9,303	2,362	3,275	2,698	2,969	2,552	5,297	7,121	5,353	5,557	4,860	
(N)-(O)													
赤字比率	$\frac{(O)}{(B)-(G)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	96.6	53.8	52.8	54.0	55.8	58.4	61.4	63.4	63.6	67.3	70	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した(R)の不足額													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	124,057	119,275	117,670	115,489	114,119	113,015	114,540	113,809	113,529	112,954	111,001	
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足の比率	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	124,057	119,275	117,670	115,489	114,119	113,015	114,540	113,809	113,529	112,954	111,001	
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	1,293,342	1,037,430	909,104	780,160	661,002	555,434	461,020	376,236	295,600	227,951	169,867	
○他会計繰入金													
区分	年度	令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支分		169,302	37,539	33,845	30,650	27,690	24,925	22,558	20,594	18,810	17,188	15,687	14,404
うち基準内繰入金		169,302	27,553	23,859	20,664	17,704	14,939	12,572	10,608	8,824	7,202	5,701	4,418
うち基準外繰入金			9,986	9,986	9,986	9,986	9,986	9,986	9,986	9,986	9,986	9,986	9,986
資本的収支分		13,016	142,306	141,280	142,257	142,493	126,707	113,117	101,963	91,333	88,185	75,198	69,633
うち基準内繰入金		2,513	140,599	139,113	134,326	128,944	119,158	105,568	94,414	84,784	80,636	67,649	58,084
うち基準外繰入金		10,503	1,907	2,167	7,931	13,549	7,549	7,549	7,549	6,549	7,549	7,549	11,549
合計		182,318	180,045	175,125	172,907	170,183	151,632	135,675	122,557	110,143	105,373	90,885	84,037

公営企業会計（下水道事業）の仕組み



補填財源に使用しなかった残高は
内部留保資金として翌年度に繰り越す

損益勘定留保資金で資本的収支不足額を補填
※補填財源が不足する場合は他会計繰入（借入金、出資金、補助金）で対応

【い】

維持管理費（いじかんりひ）

日常の下水道施設の維持管理に要する費用であり、具体的には人件費、動力費、修繕費、その他維持管理費によって構成される。

一般会計繰入金（いっばんかいけいくりいれきん）

地方公営企業の収入のうち、地方公共団体の一般会計から繰り出される資金。総務省が示す基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。

一般会計繰出基準（いっばんかいけいくりだしきじゅん）

「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）に基づく一般会計から下水道事業への繰出基準のこと。

【お】

汚水処理人口（おすいしゅりじんこう）

公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽を利用可能な人口のこと。下水道（公共下水道や農業集落排水）が整備された区域内の人口と合併処理浄化槽区域での合併処理浄化槽の使用者人口を合算する。

OD法（オキシデーションディッチ法）（おきしでーしょんでいっちほう）

オキシデーションディッチ法とは、最初沈殿池を設けずに機械式エアレーション装置のある水深の浅い無終端水路（循環する水路）を反応タンクとして、負荷の低い条件で活性汚泥処理を行い最終沈殿池で汚泥と処理水とを分離する方法。

【か】

官公庁会計（かんこうちょうかいけい）

地方公共団体の一般会計等が導入している、いわゆる家計簿のように単年度の現金の収支に着目した会計方式のこと。令和2年3月31日まで本市の下水道事業が導入していた。

元利償還金（がんにりしょうかんきん）

企業債等の借入金に係る返済元金及び支払利息のこと。

【き】

企業債（きぎょうさい）

地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務。

基準内繰入金（きじゅんないいくりいれきん）

総務省が示す繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として認められる繰入金。その一部は財政措置（交付税措置）が考慮される。下水道事業に係る本市の主な基準内繰入金は、高資本費対策経費と分流式下水道等に要する経費。

【く】

繰入・繰出（くりいれ・くりだし）

一般会計と地方公営企業会計等、会計間における現金の移動のこと。他の会計から資金が入ることを「繰入」、他の会計へ資金を出すことを「繰出」という。

【け】

経営比較分析表（けいえいひかくぶんせきひょう）

総務省の通知に基づき各公営企業が策定しているもので、経営指標の経年比較や他公営企業との比較を行い、現状や課題等を的確に把握できる。また総務省は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」も公開しており、こちらを活用することでより現状や課題等を的確に把握できる。

減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

事業に関わる固定資産(管路施設、ポンプ場施設、処理場施設)を、法定耐用年数に基づき年度ごとに費用化した固定資産の減価額。(法定耐用年数は、地方公営企業法で規定されている固定資産の耐用年数のこと。)

【こ】**公営企業会計**（こうえいきぎょうかいけい）

地方公営企業会計と同じ意味。

高資本費対策経費（こうしほんひたいさくけいひ）

自然条件等で資本費が高い事業に供用開始後 30 年経過するまで措置される繰入金。交付税の算定率が高い。

【し】**資本的収支**（しほんてきしゅうし）

新たな施設の整備や既存施設の改築等を行うための収入と支出のこと。収入については受益者負担金や国庫補助金、企業債の借入金等、支出については建設改良費や企業債償還金等がある。

資本費（しほんひ）

法適用企業にあつては、減価償却費、企業債等支払利息(一時借入利息を除く)等の合計から長期前受金戻入額を除いた額。法非適用企業であつては、地方債償還元金と利息等。

社人研（しゃじんけん）

国立社会保障・人口問題研究所の略。

収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

施設の維持管理等を行うための収入と支出のこと。収入については下水道使用料や一般会計繰入金等、支出については施設維持管理費や減価償却費等がある。

【す】**水洗化人口**（すいせんかじんこう）・**水洗化率**（すいせんかりつ）

下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口のこと。水洗化人口÷汚水処理人口を水洗化率(接続率)という。

ストックマネジメント（すとっくまねじめんと）

長期的な視点で膨大な下水道施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、施設(ストック)全体を計画的かつ効率的に管理していくもの。

【ち】**地方公営企業**（ちほうこうえいきぎょう）

地方公共団体が経営する企業のこと。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道、上水道がこれに該当する。

地方公営企業会計（ちほうこうえいきぎょうかいけい）

民間企業と同様に発生主義と複式簿記を取り入れた会計処理方式のこと。官公庁会計では見えにくいコスト情報(費用)やストック情報(資本)を把握することを可能とするもので、中長期的な経営への活用が期待できる。

長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう）

固定資産を取得(建設)し、その財源として国庫補助金等が交付される場合に、その国庫補助金等を収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して毎年度収益として計上する際の、その分割された収入。減価償却費と対になるもの。なお、起債の償還に受益者負担金を充当する場合も、長期前受金戻入が必要になる。

【つ】

積立金 (つみたてきん)

純利益が発生した場合、積立金として処分する。本市では、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の3種類を条例で定めている。

【な】

内部留保資金 (ないぶりゅうほしきん)

企業内に留保されている資金。企業外から直接得るのではなく、企業内で資金的に得られるもの。資本的収支が不足する場合に、内部留保資金で補填する。損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、積立金等が該当する。

【ひ】

非適用 (ひてきょう)

地方公営企業法の全部又は一部を適用していないこと。本市の農業集落排水事業は地方公営企業法を適用していない、(法)非適用。

【ぶ】

分流式下水道 (ぶんりゅうしきげすいどう)

下水の排除方式は合流式と分流式に分かれる。分流式は汚水と雨水を別々の管渠系統で排除し、合流式は汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する。

分流式下水道等に要する経費 (ぶんりゅうしきげすいどうとうによするけいひ)

平成 18 年度に新設された繰入金。使用料金でまなかない資本費に対し繰入されることから不採算経費に対する繰入金になる。

【ほ】

法適用 (ほうてきょう)

地方公営企業法の全部又は一部を適用すること。本市の公共下水道事業は地方公営企業法の一部を適用(財務規定の適用)している。なお、本市の農業集落排水事業は(法)非適用。

【ゆ】

有収水量 (ゆうしゅうすいりょう)

下水道使用料の徴収対象となった水量のこと。



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。